

関川村地域防災計画

(資 料 編)

令和3年8月修正

関川村防災会議

目 次

関川村地域防災計画(資 料 編)

〔防災関係組織〕	1
○ 防災関係機関連絡先一覧	2
○ 村内建設業者一覧	4
〔要配慮者施設〕	5
○ 要配慮者施設一覧	6
〔救護施設・物資〕	7
○ 避難所施設一覧	8
○ 福祉避難所施設一覧	9
○ 災害時緊急備蓄物資等数量	9
○ 村内医療機関一覧	10
○ 村内薬局一覧	10
〔消防・水防関係〕	11
○ 消防水利の現況	12
○ 水防倉庫別水防用資器材備蓄状況一覧	12
○ 村内観測所一覧	13
〔輸 送 関 係〕	15
○ ヘリポート適地の選定基準	16
○ ヘリポート適地一覧	17
〔各種協定等〕	19
○ 災害時における相互援助協定	20
○ 村上市・関川村消防相互応援協定書	23
○ 災害時における関川村と郵便局の協力に関する協定書	26
○ 災害時の応援業務に関する協定書(村建設業協会)	28
○ 災害時の応援業務に関する協定書(県測量設計業協会)	31
○ 災害時における所管の河川・道路・住宅等の災害応急対策に関する協定書(山和建設株式会社)...	33
○ 地方創生に関する防災力向上に係る連携協定書(損害保険ジャパン日本興亜株式会社).....	35
〔災害危険箇所〕	37
○ 地すべり危険箇所	38
○ 土石流危険渓流	39
○ 急傾斜地崩壊危険箇所	41
○ 山地災害危険地区	42
○ 土砂災害警戒区域等	45
○ 雪崩危険箇所	48
○ 重要水防箇所一覧	51
○ 豪雪災害防止区域	52
〔条 例 等〕	55

○ 関川村防災会議条例	56
○ 関川村防災会議会長及び委員	58
○ 関川村災害対策本部条例	59
○ 関川村災害対策本部運営規程	60
〔様 式〕	69
○ 災害被害報告（速報）様式	70
○ 緊急通行車両等事前届出関係様式	71
○ 自衛隊災害派遣要請依頼書	73
○ 消防防災航空隊出場要請書	74
〔そ の 他〕	75
○ 火災・災害等即報基準	76
○ 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」 早見表	79
○ 指定文化財一覧	82

〔防災関係組織〕

○ 防災関係機関連絡先一覧

1 県関係

名 称	所 在 地	電話番号
新潟県防災局 危機対策課	新潟市中央区新光町 4—1	025—282—1638
〃 消防課	〃	025—282—1664
村上地域振興局 企画振興部	村上市田端町 6—25	0254—52—7920
〃 健康福祉部	村上市肴町10—15	0254—53—3151
〃 農林振興部	村上市田端町 6—25	0254—52—7938
〃 地域整備部	〃	0254—52—7955

2 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電話番号
【農林水産省】		
北陸農政局 新潟支局	新潟市中央区船場町 2—3435—1	025—228—5211
【気象庁】		
新潟地方気象台	新潟市中央区美咲町 1—2—1	025—281—5871
【国土交通省】		
羽越河川国道事務所	村上市藤沢27—1	0254—62—3211
羽越河川国道事務所 大石ダム管理支所	関川村大字大石字イブリサシ404—3	0254—64—2251
飯豊山系砂防事務所 関川砂防出張所	関川村大字上関1303—2	0254—64—1369
関川除雪ステーション	関川村大字上関1075—1	0254—64—1373
【林野庁】		
下越森林管理署 村上支署 関谷森林事務所	関川村大字下関1082—1	0254—64—1059

3 指定公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
東日本電信電話(株) 新潟支店	新潟市中央区東堀通 7 番町1017—1	025—227—6801
東北電力NW(株) 村上電力センター	村上市二之町 6—36	0254—52—4195
関川郵便局	関川村大字下関10—15	0254—64—1070
越後大島駅前郵便局	関川村大字土沢1392—7	0254—64—1139
越後女川郵便局	関川村大字上野新176	0254—64—0509
日本赤十字社 新潟県支部	新潟市中央区関屋下川原町 1—3—12	025—231—3121
日本放送協会 新潟放送局	新潟市中央区川岸町 1—49	025—230—1616

4 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
新潟交通観光バス(株) 村上営業所	村上市田端町 6—37	0254—53—4161
新潟運輸株式会社 中条支店	胎内市近江新214—13	0254—47—2201
中越運送株式会社 村上営業所	村上市大字仲間町639—20	0254—53—2193
新潟県医師会	新潟市中央区医学町通二番町13	025—223—6381

5 警察

名 称	所 在 地	電話番号
新潟県公安委員会・新潟県警察本部	新潟市中央区新光町 4—1	025—285—0110
村上警察署	村上市南町 2—3—18	0254—52—0110
〃 下関交番	関川村大字下関1304	0254—64—1031
〃 上野新駐在所	関川村大字上野新57—8	0254—64—0515

6 消防

名 称	所 在 地	電話番号
村上市消防本部	村上市塩町12—6	0254—53—0119
村上市消防署関川分署	関川村大字下関1956	0254—64—2579

7 自衛隊

名 称	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第30普通科連隊 (新発田駐屯地)	新発田市大手町 6—4—16	0254—22—3151

8 一部事務組合

名 称	所 在 地	電話番号
下越障害福祉事務組合	新発田市中央町 5—4—7	0254—26—1501
下越清掃センター組合	胎内市富岡 7 番地153	0254—46—2064

9 公共の団体

名 称	所 在 地	電話番号
にいがた岩船農業協同組合 関川支店	関川村大字打上321	0254—64—2115
関川村森林組合	関川村大字上関1021—3	0254—64—1249
関川村商工会	関川村大字下関110—2	0254—64—1341
関川村社会福祉協議会	関川村大字下関18—52	0254—64—0111
村上市岩船郡医師会	村上市若葉町10—7	0254—52—4666
村上地区交通安全協会	村上市南町 2—3—18 (村上警察署内)	0254—52—7604
関川村土地改良区	関川村大字下関1307—5	0254—64—1459

○ 村内建設業者一覧

業 者 名	住 所	T E L	F A X
(株) 渡辺組	関川村大字上関639	0254-64-1038	0254-64-0247
(株) 丸弥組	関川村大字高田1518	0254-64-1352	0254-64-0375
(株) 丸勝建設	関川村大字打上312-1	0254-64-1503	0254-64-0040
(株) 石山建設	関川村大字下川口594-1	0254-64-2560	0254-64-2479
鈴木土建(株)	関川村大字下関437-1	0254-64-1121	0254-64-1403
伊藤工業(株)	関川村大字上関74-1	0254-64-1257	0254-64-0017
(株) 大藤組	関川村大字下関126-1	0254-64-2213	0254-64-0137
(株) 丸徳建設	関川村大字上関367	0254-64-1056	0254-64-1056
(有) 高橋建材	関川村大字土沢667-142	0254-64-3001	0254-64-3001
(有) 栄大建設	関川村大字大島89-3	0254-64-1527	0254-60-4047

〔要配慮者施設〕

○ 要配慮者施設一覧

	浸水想定区域指定済み河川	所在地	施設名称	電話	FAX	①児童福祉施設	②老人福祉施設	③身体障害者更正援護施設	④知的障害者援護施設	⑤精神障害者社会復帰施設	⑥医療提供施設	⑦幼稚園	⑧その他	備考
1	荒川	下関515-1	関川村国民健康保険 関川診療所	64-1051							⑥			浸水(0.5～3m)
2	荒川	下関515-1	関川村保健センター	64-1051									⑧	浸水(0.5～3m)
3	荒川	下関915	佐藤内科小児科医院	64-1047	64-0027						⑥			浸水(0.5～3m)
4	荒川	下関1417-1	医療法人徳真会 松村歯科関川診療所	64-1201							⑥			浸水(0.5～3m)
5	荒川	下関10-13	関川歯科診療所	64-3210							⑥			浸水(0.5～3m)
6	荒川	下関515-10	関川村ティーンズセンター「ふれあいの家」	64-0118	64-0114		②							浸水(0.5～3m)
7	荒川	下関36-4	下関保育園	64-1277		①								浸水(0.5m未満)
8	荒川	下関18-52	関川村社会福祉センター	64-0111	64-0020		②							浸水(3～5m)
9	荒川	下関858	関川村学童保育所(関川小学校内)	64-1004		①								浸水(0.5～3m)
10	荒川	上関1244-1	関川村地域活動支援センター 関川村通所作業所さくら工房	64-1400	64-1400			③	④	⑤				浸水(0.5～3m)
11	荒川	下関125-12(辰田新)	ハッピーラザ関川	64-1181	64-1182		②							浸水(0.5～3m)
12	荒川	片貝440	地域福祉交流センター「はなみの里」	64-0363									⑧	浸水(10m以上)
13	荒川	大島1118-1	大島保育園	64-1233	64-1233	①								浸水(0.5～3m)
14	荒川	湯沢728-1	社会福祉法人村上岩船福祉会 特別養護老人ホーム「垂水の里」 関川村在宅介護支援センター垂水の里	64-2322	64-2331		②							土砂災害警戒区域 (急傾斜) 浸水(3～5m)
15	荒川	湯沢728-7	関川愛広苑(介護老人保健施設)	60-4025	60-4026						⑥			浸水(3～5m)
16	荒川	湯沢1862-1	関川村高齢者生活福祉センター「ゆうあい」	64-3007	64-3037		②							土砂災害警戒区域 (土石流) 浸水(5～10m)
17	荒川	湯沢697	あらかわ憩いの家 (村上市施設H21年度全面改修)										⑧	土砂災害警戒区域 (土石流・急傾斜) 浸水(0.5～3m)
18	荒川	湯沢1826-2(高瀬)	ケアハウスせきかわ	64-1111	64-3303		②							浸水(5～10m)
19	荒川	湯沢1826-2(高瀬)	グループホームせきかわ	64-3377	64-3377		②							浸水(5～10m)
20	荒川	湯沢231-1(高瀬)	関川村老人憩いの家 むつみ荘	64-1312			②							浸水(0.5～3m)
21		南中453-2(南中集会場)	佐藤内科小児科医院 女川診療所	64-0194							⑥			浸水(S40.8洪水実績浸水範囲)

(浸水深：想定最大規模降雨)

〔救護施設・物資〕

○ 避難所施設一覧

区分	番号	避難場所	電話 FAX (0254)	住 所	構造・規模等				収容可 能人数 (数)	避難者受 入定員数 (基準)	浸水の有無 ○：浸水無 ×：浸水有	障害 者用トイレ・ス ロープ	テレビ	グラウンド 駐車場 (㎡)	ハロートとの 兼用	緊急避難場所 との兼用	備考
					構造	校舎等 (㎡)	体育館 (㎡)	計 (㎡)									
	1	関川村就業改善センター	64-2375	下関1411-3	R C 2 階	324		324	137	68	×		○			兼	浸水(0.5～3m)
	2	関川小学校(※)	64-1004 F 64-2919	下関858	R C 3 階	5,682	1,226	6,908	3,450	1725	×	○	○	13,506	兼	兼	浸水(0.5～3m)
○	3	関川中学校(※)	64-1063 F 64-3072	上関589	R C 3 階	4,993	2,238	7,231	3,610	1805	○	○	○	21,555	兼	兼	仮設住宅予定地 との兼用
	4	せきかわふれあいど～む	64-3636 F 64-3636	上関1239	R C、 一部鉄骨造		2,515	2,515	1,524	762	×	○	○			兼	浸水(3～5m)
	5	関川村村民会館 (関川村公民館)	64-2134 F 64-3019	上関1285	R C 2 階	1,520	2,145	3,665	1,945	972	×	○	○			兼	浸水(0.5～3m)
○	6	土沢ふれあい自然の家 (※)	64-1049 F 64-1078	土沢552-1	R C 2 階	1,841	630	2,471	1163	581	○		○	7,620	兼	兼	
○	7	おおいし自然館	64-1142 F 64-1142	大石1080	R C 2 階	457		457	194	97	○					兼	
○	8	レストハウス大石	64-2209 F 64-2209	大石1080	R C 2 階	353		353	150	75	○		○			兼	
	9	安角ふれあい自然の家 (※)	64-1232 F 64-1378	安角402-3	R C 2 階、鉄 骨造	1,239	634	1,873	910	455	○		○	10,006	兼	兼	浸水(0.5～3m)
○	10	九ヶ谷地区ふるさと会館	64-0906	片貝82-4	鉄骨造・木造	246		246	104	52	○		○			兼	
○	11	片貝ふれあい自然の家 (※)	64-1231 F 64-1231	片貝265-2	鉄骨造 2 階	763		763	324	162	○				兼	兼	
○	12	金丸ふれあい自然の家	64-2422 F 64-2422	金丸118-5	R C 2 階・鉄 骨	711		711	302	151	○					兼	土砂災害警戒区 域(土石流)
○	13	川北ふれあい自然の家 (※)	64-1115 F 64-1163	小見140	R C 3 階、鉄 骨造	1,808	500	2,308	1070	535	○		○	3,917	兼	兼	
	14	高田地区ふるさと会館	64-0835	高田32-1	木造	188		188	80	40	×					兼	浸水(3～5m)
○	15	女川地区ふるさと会館	64-0126	上野新128-1	R C	358		358	152	76	○		○			兼	
○	16	光兔こども館	64-2638	上野新130-2	木造	238		238	101	50	○		○			兼	
○	17	女川体力づくりセンター	64-0228	若山236-1	木造、鉄骨造	1,432	776	2,208	1078	539	○					兼	
○	18	田麦千刈地区生活改善セ ンター	64-0229	中束1340-32	木造	92		92	39	19	○					兼	
○	19	女川ふれあい自然の家 (※)	64-0504 F 64-3030	南中306	R C 2 階、鉄 骨造	1,562	684	2,246	1077	538	○		○	6,370	兼	兼	
○	20	旧若ぶな高原スキー場スキー センター(※)	64-1476 F64-0079	沼132-2	鉄骨造 2 階	727		727	440	220	○			26,667	兼	兼	土砂災害警戒区 域(地すべり)

【凡例】区分の欄中、○印については「洪水時避難場所」を示す。また、緊急避難場所は※印の施設のグラウンド及び駐車場を含めた29カ所を指定する。(浸水深：想定最大規模降雨)

○ 福祉避難所施設一覧

区分	番号	避難場所	電話 FAX (0254)	住 所	構造・規模等				収容 人数 (定員数)	浸水の有無 ○：浸水無 ×：浸水有	障害者 用トイレ・ スロープ	テレビ	グラウンド (㎡)	ヘルプ・ト との兼用	仮設住 宅予定 地との 兼用
					構造	建物等 (㎡)	体育館 (㎡)	計 (㎡)							
	1	特別養護老人ホーム「垂水の里」	64-2322 F64-2331	湯沢728-1	R C (2F)	3121		3121	70	×	○	○			
	2	関川愛広苑	64-4025 F64-4026	湯沢728-7	鉄骨造(3F)	3966		3966	95	×	○	○			

(注) 区分の欄中、○印については「洪水時避難場所」を示す。なお、※印の施設については、洪水時のみ避難場所として使用するものとする。

○ 災害時緊急備蓄物資等数量

保 管 場 所	衛生用品			資機材					食料品			寝具		トイレ用品		
	消毒液	体温計	マスク	ストーブ	ワンタッチテント等	発電機(非常用)	段ボールベッド	間仕切	飲料水	主食	副食	毛布等	敷布団等	簡易袋	組立式簡易トイレ	トイレ用テント
	個	個	枚	個	張	台	台	式	ℓ	食	食	枚	枚	個	式	張
関川中学校 防災倉庫	5	1	3910	3	14	2	25	79	384	550	366	100		1000	95	4
土沢ふれあい自然の家	2	1	1260	1	1	1	10	32	300	250	150	67	5	660	58	3
安角ふれあい自然の家	1	1	70		1	1	10	20	120	96	60	269	60		1	
片貝ふれあい自然の家	1	1	70		1	1	15	20		100	60			400	5	5
川北ふれあい自然の家	2	1	120		1	1	30	30	180	148	138	22	93			
女川ふれあい自然の家	1	1	6070	3	1	1	10	37	120	198	138	120		1000	36	3
計	12	6	11500	7	19	7	100	218	1104	1342	912	578	158	3060	195	15

(令和3年8月1日現在)

○ 村内医療機関一覧

名 称	所 在 地	電話番号
関川村国民健康保険 関川診療所	関川村大字下関515― 1	0254―64―1051 (FAX 0254-64-3187)
佐藤内科小児科医院	関川村大字下関915	0254―64―1047 (FAX 0254-64-0027)
佐藤内科小児科医院 女川診療所	関川村大字南中453― 2	0254―64―0194
医療法人徳真会 村松歯科関川診療所	関川村大字下関1417― 1	0254―64―1201
関川歯科診療所	関川村大字下関10 - 13	0254―64―3210

○ 村内薬局一覧

名 称	所 在 地	電話番号
せきかわ調剤薬局	関川村大字下関896番地	0254―60―4555 (FAX 0254-60-4550)

〔消防・水防関係〕

○ 消防水利の現況

(平成29年 4 月 1 日現在)

消火栓		防 火 水 槽								井戸	その他		
		100m³以上		60～100m³		40～60m³		20～40m³			河川溝等	プー ル	そ の 他
公設	私設	公設	私設	公設	私設	公設	私設	公設	私設				
119	—	—	—	—	—	98	1	8	1	—	7	9	5

※平成29年度消防防災・震災対策現況調査より

○ 水防倉庫別水防用資器材備蓄状況一覧

河川名	補助・自営別	備蓄場所	資 器 材																
		大 字	布袋類	縄	杭木類	鉄製杭	鉄線	ビニールシート	ロープ	スコップ	掛矢	ハンマー	ツルハシ	鎌	ペンチ	鋸	鉋	しの	カッター
荒川	自	下 関	5,700	240	200	50	59	7	50	25	7	2	5	3	4	10	30	7	4
女川		上野新	1,570	120	200	50	27		30		3		3		3	5	5		3
計			7,270	360	400	100	86	7	80	25	10	2	8	3	7	15	35	7	7

○ 村内観測所一覧

1 一般雨量観測所

水 系 名	荒 川	荒 川	荒 川	荒 川	荒 川	荒 川
河 川 名	荒 川	大石川	大石川	西俣川 (荒 川)	荒川管内	女 川
管 理 区 分	国・河川	国・河川	国・河川	国・河川	気象庁	国・河川
観 測 所 名	上 関	大石ダム	千 鶴	杵 差	下 関	女 川

2 指定水位観測所

河川名 指定水位	観測所名	堤防高	量水標 管理者	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	観測員	普通自記 の別	連絡先電話
荒 川	上 関	10.94	羽越河川国道 事務所	3.60	4.30	羽越河川国道 事務所	自記	自動電話応答 (0254-64-1635)
荒 川	鷹ノ巣	53.60	新潟県村上 地域振興局	48.60	49.53	新潟県村上 地域振興局	自記	自動電話応答 (0254-52-1879)

3 一般風速計設置箇所

観測所名	自記普通別	所 属	備 考
下 関	普 通	関 川 村	関川村役場 (0254-64-1476)
下 関	普 通	気 象 庁	気象庁アメダス

4 地震観測所

観測所名	自記普通別	所 属	備 考
下 関	普 通	新 潟 県	関川村役場 (0254-64-1476)
関 川	普 通	防災科学技術研究所	女川体力づくりセンター (0254-64-0228)

5 積雪観測所

観測所名	自記普通別	所 属	備 考
下 関	普 通	気 象 庁	気象庁アメダス

〔輸 送 関 係〕

○ ヘリポート適地の選定基準

区分	ヘリポート選定の目安	左の基準に対応可能機種
小型	離着陸 地帯 緩衝地帯 20m×20m 40m×40m 進入角 7° 500m	陸上自衛隊 OH—1 機体長 13.40m OH—6 機体長 9.30m 県警察本部 はるかぜ 機体長 13.70m 新潟県 ドクターヘリ BK117C—2 機体長 13.03m
中型	離着陸 地帯 緩衝地帯 30m×30m 50m×50m 進入角 6° 500m	陸上自衛隊 UH—1J 機体長 17.44m UH—60JA 機体長 19.76m 海上自衛隊 UH—60J 機体長 19.76m 航空自衛隊 UH—60J 機体長 19.76m 海上保安庁 らいちょう 機体長 17.70m 日本海 機体長 17.40m 県警察本部 こしかぜ 機体長 16.20m としかぜ 機体長 17.10m 県危機対策課 はくちょう 機体長 16.00m
大型	離着陸 地帯 緩衝地帯 50m×50m 100m×100m 進入角 6° 500m	陸上自衛隊 CH—47JA 機体長 30.18m 海上自衛隊 MH—53E 機体長 30.20m 航空自衛隊 CH—47J 機体長 30.18m

(注) この基準は、国土交通省及び防衛庁の定めた(認めた)基準とは異なり、個々の機関における機種に対する基準を考慮し、新潟県における災害時のヘリポート適地を把握するため目安として定めたものである。(同一機種でも運航する機関によって基準が異なる場合もある。)

「選定に当たって考慮すべき事項」

- 1 勾配
十分に平坦であり、最大勾配は5% (4.5°) 未満であること。
- 2 離着陸地帯及び緩衝地帯には、障害物や吹き飛ばすような物を置かず、人の立ち入りが禁止できること。
- 3 広さが基準以下の場合はヘリコプターが空中に停止し、吊り下げ、吊り上げ又は投下等の措置を実施することがある。
- 4 新潟県地域防災計画に記載されているヘリコプター活動を考慮し、運用に適した場所を指定する。
- 5 冬季積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪する。

○ヘリポート適地一覧

(令和3年8月1日現在)

施 設	幅×長さ (m)	住 所 地	施設代表者 又は責任者	電話番号 (FAX番号)	避難場所 との兼用	仮設住宅 建設予定 地と兼用
関川小学校グラウンド	80×100	関川村大字下関858	校 長	0254-64-1004 (0254-64-2919)	兼	
関川中学校グラウンド	100×120	〃 大字上関589-2	校 長	0254-64-1063 (0254-64-2563)	兼	兼
関川村スポーツ公園	100×190	〃 大字下関1331- 12地先	教育長	0254-64-1441 (0254-64-0079)		
旧若ぶな高原スキー場 駐車場	70× 70	〃 沼132-2	村 長	0254-64-1476 (0254-64-0079)	兼	
安角ふれあい自然の家 グラウンド	110× 37	〃 安角402-3	教育長	0254-64-1231 (0254-64-1231)	兼	
土沢ふれあい自然の家 グラウンド	80× 40	〃 土沢553	教育長	0254-64-1231 (0254-64-1231)	兼	
川北ふれあい自然の家 グラウンド	80× 35	〃 小見140	教育長	0254-64-1231 (0254-64-1231)	兼	

航空自衛隊 新潟救助隊 関川村場外離着陸場(離着陸訓練時使用 平成20年7月1日～)

施 設	広さ/	所在地	緯度・経度	標高
大石ダム手前①	30×20m/土	関川村大字大石	N 38° 01' 94" E 139° 34' 25"	550ft
大石ダム手前②	40×25m/土、砂利	〃 大石	N 38° 01' 97" E 139° 34' 32"	539ft
大石オートキャンプ場駐車場	22×25m/アスファルト	〃 大石	N 38° 01' 97" E 139° 34' 66"	716ft
大石ダム自然館駐車場	25×40m/アスファルト	〃 大石	N 38° 01' 88" E 139° 33' 98"	700ft
金丸ふれあい自然の家	30×20m/グラント	〃 金丸	N 38° 03' 35" E 139° 40' 22"	378ft
片貝ふれあい自然の家	60×40m/グラント	〃 片貝	N 38° 03' 88" E 139° 37' 31"	287ft
旧若ぶな高原スキー場 駐車場	1500×1000m/草地、アス ファルト(駐車場)	〃 沼	N 38° 03' 24" E 139° 38' 68"	1083ft
土沢地内残土置き場	300×150m/土、砂利、 ホサ	〃 土沢	N 38° 05' 11" E 139° 32' 34"	218ft
関川村スポーツ公園東	調査中/土、砂利、ホサ	〃 下関	N 38° 05' 37" E 139° 34' 04"	120ft
畑鉦山跡地	調査中/土	〃 畑	調査中	調査中

〔各種協定等〕

○ 災害時における相互援助協定

災害時相互応援に関する協定書

村上市、関川村及び栗島浦村（以下「協定市村」という。）は、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定市村のいずれかの地域において、大規模な災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災した市村（以下「被災市村」という。）が応急対策等を円滑に遂行できるように、協定市村が被災市村の要請に対して、相互に応援を円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制）

第2条 協定市村は、あらかじめ相互の応援のための連絡窓口を別表第1のとおり定め、災害が発生した場合には、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっ旋
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっ旋
- (3) 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧等に必要な医療品等の物資及び資機材の提供及びあっ旋
- (4) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の受入れ及び収容に必要な施設、住宅等の提供
- (6) 被災した児童生徒の受け入れ
- (7) 物資等供給拠点及びボランティア活動などの支援
- (8) 被災地における行政事務の支援
- (9) 前各号に掲げるもののほか被災市村から要請があった事項

（応援要請手続）

第4条 応援を要請しようとする被災市村は、次に掲げる事項を明らかにして、電話その他の方法により応援を要請するものとする。この場合において、被災市村は必要事項を記載した文書を遅滞なく応援市村に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業

務内容

- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、世帯数及び人数
- (5) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあつては、児童生徒の人数
- (6) 応援場所及び応援場所までの経路
- (7) 応援の期間
- (8) その他必要な事項

(応援の実施)

第5条 前条の規定により応援の要請を受けた市村は、極力これに応じ応援の実施に努めるものとする。

(自主応援)

第6条 前2条の規定にかかわらず、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市村との連絡がとれない場合は、協定市村は、自らの判断に基づき自主応援活動を行うことができる。

- 2 協定市村が自主応援活動を開始した場合は、被災市村に対し応援の内容を速やかに連絡するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市村の負担とする。

- 2 被災市村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、被災市村の求めにより、応援市村は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。この場合において応援市村は、当該経費の額を市村長名による請求書により関係書類を添付の上、被災市村に請求するものとする。
- 3 前2項の規定により難しい場合においては、その都度、被災市村と応援市村が協議して定めるものとする。
- 4 協定市村が自主応援を行った場合の費用については、前3項の規定を適用する。

(損害補償)

第8条 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。

- 2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が応援業務中に生じたものにあつては要請した被災市町村が、被災市町村への往復の途中において生じたものにあつては応援市村が、当該損害を賠償するものとする。
- 3 前2項の規定により難しい場合については、被災市村と応援市村とが協議して定めるものとする。

(情報の交換)

第9条 協定市村は、本協定に基づく応援が円滑に行われるよう、相互の連絡体制、地域防災計画等についての情報交換をあらかじめ行うものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、必要に応じ協定市村で協議し、定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、締結の日から効力を発生するものとする。
- 2 平成8年4月1日付けで村上市、関川村、荒川町、神林村、朝日村、山北町及び栗島浦村が締結した「災害時における相互援助協定」は、廃止する。

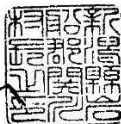
この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年9月11日

村上市長

高橋 邦光 

関川村長

加藤 弘 

栗島浦村長

中野 達也 

別表第1(第2条関係)

市 村 名	連絡担当部署	連絡責任者
村 上 市	総 務 課	総務課長
関 川 村	総 務 課	総務課長
栗島浦村	総 務 課	総務課長

○ 村上市・関川村消防相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、消防組織法第21条の規定に基づき村上市（以下、「甲」という。）と関川村（以下、「乙」という。）との消防相互応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この協定は、火災又はその他の災害が発生した場合、甲、乙相互の消防力を活用して、火災又は災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

(応援活動)

第3条 前条の目的を達成するため、別表に定める区域で火災が発生した場合、甲、乙の要請を待たずに消防隊、その他必要な人員機械資材（以下、「応援隊」という。）を相互に出動させ、直ちに応援活動させるものとする。

(応援隊の派遣)

第4条 応援隊の派遣は、原則として別表に定める応援出動計画のとおりとする。ただし、火災の規模が大であると認められるときは、適宜応援隊を増強するものとする。また、火災発生を覚知した場合に自動的に出動するものであるが、甲、乙両者は相互に火災発生を通報しあうものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊は、原則として火災現場本部の当該長又は、その代理者の指揮に従うものとする。ただし、災害の状況その他やむをえない事情があるときは、応援隊の長の指揮によるものとする。

(活動報告)

第6条 応援隊の長は、その活動について、すみやかに現場本部の長に報告するものとする。

(訓練等)

第7条 この協定を円滑に実施するため、随時訓練を行うことができる。

(応援に要した費用負担)

第8条 応援に要した費用の負担区分は、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側が負担するもの

ア 応援出動によって消費した燃料等の費用

イ 応援出動によって消防団員が災害を受けた場合の災害補償費

(2) 被応援側が負担するもの

ア 応援出動によって支払われる消防団員の諸手当等は、被応援側の消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例に基づく額とする。

イ 応援出動によって消防車両及び機械器具に物損事故が発生した場合の損害補償費

ウ 応援出動が長時間にわたる場合の炊き出し費用

(協定の運用)

第9条 この協定の運用について疑義が生じたときは、甲、乙両者が協議して決定するものとする。

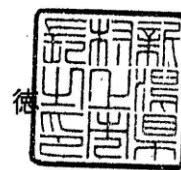
附 則

この協定は平成14年4月1日から実施する。

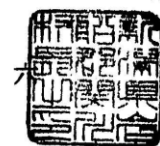
この協定の締結を証するため、本書を2通作成し双方記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成14年4月1日

甲 村上市長 若 林 久



乙 関川村長 平 田 大



別表

第3条第1号の規定による応援区域

甲の応援区域	乙の応援区域
関川村大字中束（田麦千刈）	村上市大字大栗田

応 援 出 動 計 画

区分	火 災 発 生 集 落 名	応援出動する消防団等				
		消防団名	分団名	ポンプ台数	小型ポンプ付 積 載 車 台 数	ポンプ車
甲	大 栗 田	関川村	第3分団	7	2	1
乙	田 麦 千 刈	村上市	第4分団 第16部		1	

○ 災害時における関川村と郵便局の協力に関する協定書

関川村（以下「甲」という。）、関川郵便局（以下「乙」という。）及び関川村内特定郵便局（以下「丙」という。）は、関川村の地域内に発生した、地震その他災害時において、友愛精神に基づき、甲、乙、及び丙が相互に協力をし、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

第2条 甲、乙及び丙は、関川村の地域内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1） 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱及び援護対策
- （2） 甲が所有又は管理する施設及び用地の提供
- （3） 乙、丙が所有又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- （4） 甲、乙又は丙が収集した被災村民の避難先及び被災情報の相互提供
- （5） 避難所等における臨時郵便差出箱の設置
- （6） 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（協力の実施）

第3条 甲、乙及び丙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み協力するよう努めるものとする。

（関川村災害対策本部への参加）

第4条 甲は、関川村災害対策本部への職員の派遣を乙、丙に対して要請することができる。

（経費の負担）

第5条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じた場合は、両者が協議し、負担すべき額を決定する。

（災害時情報連絡体制の整備）

第6条 甲、乙及び丙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 乙、丙は、甲等の行う防災訓練に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲、乙及び丙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては関川村役場総務課長、乙においては、関川郵便局長、丙においては、越後大島駅前郵便局長、越後女川郵便局長とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議し決定す

る。

この協定の締結を証するため、この協定書4通作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上各自その1通を保有する。

平成10年3月2日

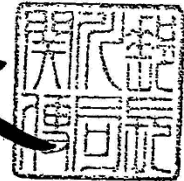
甲 関 川 村 長

鈴木久司



乙 関 川 郵 便 局 長

伊藤貞夫



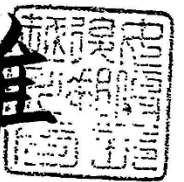
丙 越後大島駅前郵便局長

佐藤隆平



丙 越後女川郵便局長

大島文雄



○ 災害時の応援業務に関する協定書（村建設業協会）

災害時の応援業務に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、関川村地域防災計画に基づき、関川村が関川村建設業協会に対し、村域における災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する応援要請をするときの必要な事項について定めるものとする。

（応援要請の窓口）

第2条 関川村長（以下「甲」という。）及び関川村建設業協会長（以下「乙」という。）は、あらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援業務の種類）

第3条 応援業務の種類は次のとおりとする。

- （1）パトロール及び情報収集
- （2）災害対策用資材の提供及び斡旋
- （3）村管理公共施設の被災状況の調査
- （4）村管理公共施設における障害物の除去
- （5）施設被害の応急対策工事
- （6）応急仮設住宅の建設
- （7）前各号に定めるものの他、特に必要な応急業務

（応援要請の手続き）

第4条 甲は、次の事項を明らかにして、口頭又は電話により要請を行い、その後すみやかに文書を提出するものとする。

ただし、前条第1号については別に定める出動基準に基づき業務を実施するものとする。

- （1）応援の場所
- （2）被害の状況
- （3）応援業務の内容
- （4）その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 甲の要請により、乙が応援業務に要した費用は甲が負担するものとする。

（損害の負担）

第6条 業務の実施にともない損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

(資料の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。

- (1) 関川村地域防災計画
- (2) 連絡担当者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等
- (3) 災害対策用資機材の備蓄及び保有の状況
- (4) その他必要な事項

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙の担当者が別途協議して定めるものとする。

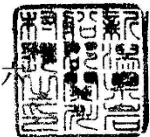
(適用)

第9条 この協定は、平成18年5月8日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年5月8日

甲 関川村長 平 田 大



乙 関川村建設業協会
会 長 渡 辺 大 志 郎



災害時の応援業務に関する協定書第4条に係る出動基準について

- 1 原則として、乙は甲の要請で、出動するものとする。
- 2 甲の要請を待たずに乙が自発的に出動する場合は以下のとおりとし、パトロール及び情報収集を行い、速やかに報告を行うものとする。
 - (1) 甲の勤務時間外の場合
 - (2) 地震などの発生時で、緊急的な対応が必要な場合。(震度4以上の地震発生時は、被災の有無にかかわらず、パトロール及び情報収集を行う。)
 - (3) 地元住民などからの通報で、緊急的に現地の調査を行う場合。
- 3 調査範囲、内容、報告書様式、連絡体制はあらかじめ定めるものとする。
- 4 乙は自発的に出動した場合は、速やかにその旨報告するものとする。
これを受け、甲は速やかに指示書の交付を行うものとする。

○ 災害時の応援業務に関する協定書(県測量設計業協会)

災害時の応援業務に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、関川村地域防災計画に基づき、関川村（以下「甲」という。）と社団法人新潟県測量設計業協会（以下「乙」という。）との災害時における協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援要請)

第2条 甲は、関川村内において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に行う災害応急対策について、必要があると認めるときは、乙に対して応援を要請することができるものとする。

(要請に対する措置)

第3条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けた場合は、原則として甲の職員の指示に基づき、次の各号に掲げる災害応急対策について協力するものとする。

- (1) 村管理公共土木施設等の被災状況の調査
- (2) 村管理公共土木施設被害等の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計
- (3) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応援業務

(協力体制の整備改善)

第4条 乙は、災害時に円滑な協力体制が図れるよう、会員相互の連絡網、情報収集及び伝達体制の整備に努めるものとする。

(要請手続)

第5条 甲は、第2条の規定に基づく要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、口頭、電話等により当該要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 必要な協力内容
- (2) 業務を実施する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、要請に必要な事項

(経費の負担)

第6条 甲の要請により、乙が災害応急対策に要した費用は、甲が負担するものとする。

(連絡体制の整備)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ災害応急対策の応援に関する担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について支障が来たさないよう、常に点検及

び改善に努めるものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれか一方からこの協定を延長しない旨の意思表示がなされないときは、その期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項、または本協定に疑義が生じたときは、その都度協議してこれを定めるものとする。

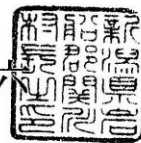
この協定の締結を証するため、本協定書2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年9月1日

甲 岩船郡関川村大字下関912番地

関 川 村 長

平 田 大



乙 新潟市中央区白山南1-621-22
社団法人新潟県測量設計業協会

会

長

古 川 征 夫



○ 災害時における所管の河川・道路・住宅等の災害応急対策に関する協定関
する協定書(山和建設株式会社)

災害時における所管の河川・道路・住宅等の
災害応急対策に関する協定

関川村(以下「甲」という。)と山和建設株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時における所管の河川・道路・住宅等の災害応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予期できない災害等の発生により、甲が管理する河川・道路・住宅等(以下「管理施設」という。)に関して災害が発生し、又は発生する恐れのある場合において、乙は必要な建設機械、資材、労力等(以下「建設資機材等」という。)の確保及びその動員方法を定め、点検・応急対策を実施することにより、被害の拡大の防止と被害施設の早期復旧並びに社会貢献活動に期することを目的とする。

(業務の実施区間)

第2条 業務の実施区間は甲が指定する関川村内の地区とする。

(業務の内容)

第3条 業務実施区間において災害が発生したとき又はその恐れがあるとき、乙は、甲の出動要請に基づいて、業務実施区間の点検・応急対策を行うものとする。ただし、緊急に当該対策を行うべきと乙が判断したときは、甲の出動要請にかかわらず、これを行うものとする。

2 乙は業務実施区間において点検・応急対策を実施する場合は、その業務に要する実施体制を甲に報告する。また、業務実施後はその内容を甲に速やかに報告するものとする。

(業務の実施体制)

第4条 前条第2項に基づき甲に報告する管理施設の災害応急対策業務の実施体制は、乙の編成表及び連絡系統とする。なお、変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。

(建設資機材等の報告)

第5条 乙は、第3条第2項の実施体制に必要な建設資機材の数量を把握し、あらかじめ書面で乙の編成表ごとに甲に報告するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に変更を生じたとき、又は、建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅延なくその資料を甲に提出するものとする。

(有効期限)

第6条 この協定の期間は令和2年1月16日から令和3年1月15日までとする。但し、前項に規定する期間満了の1ヵ月前までに甲、乙いずれからも何ら申し出が出ないときは、引き続き同一条件をもって1年間の協定を行ったものとする。

(実施区間の特例)

第7条 乙は甲が特に必要として、第2条に規定する区間以外に出動を要請した場合は、特別な理由がない限り、これに応じるものとする。

(費用の負担)

第8条 乙は原則として甲が定めた応援協力の地域及び期間の範囲内において無償で行うものとし、甲に応援協力に要する経費負担を求めないものとする。

(損害の負担)

第9条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は建設資機材等の損害が生じた場合、乙はその事実の発生後、遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その措置については、甲、乙協議して定めるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定められない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

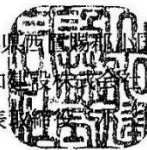
この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ各1通保有するものとする。

令和2年1月16日

甲： 新潟県岩船郡関川村大字下関 912 番地
関川村長 加藤 弘幸



乙： 山形県西目黒郡小国町大字町原 93 番地
山和建設株式会社
代表取締役 山和 夫



○ 地方創生に関する防災力向上に係る連携協定書
(損害保険ジャパン株式会社)

関川村と損害保険ジャパン日本興亜株式会社との

地方創生に関する防災力向上に係る連携協定書

関川村(以下「甲」という。)と損害保険ジャパン日本興亜株式会社(以下「乙」という。)は、相互の連携を強化し、地方創生の実現に資するため、次のとおり地方創生に関する防災力向上に係る連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図り、双方の資源を有効に活用した協働の取組みを推進することにより、地方創生の実現に資することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる連携事項について協力して取り組むものとし、協力を要請された場合には、自らの業務に支障のない範囲でこれに応じる。

- (1) ドローンを活用した情報収集
- (2) 防災意識向上の普及
- (3) 地震保険の情報提供や加入促進
- (4) その他安心・安全に関する相互協力

2 甲及び乙は、前項に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、必要に応じ協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙合意の上決定する。

3 乙は、第1項に定める連携事項に係る取組の一部を、甲と協議の上、乙の関係会社を実施させることができる。

(協力の要請及び報告)

第3条 甲及び乙は第1条に定める目的を達成するために、それぞれの協力が必要な場合は原則文書により要請を行うものとする。

2 甲及び乙は前項に基づき協力を実施した場合は、相手方に対し文書により報告を求めることができる。

(費用の負担)

第4条 乙が第2条の規定による協力を行うために要した費用については、必要に応じ、甲乙協議する。

(連絡責任者)

第5条 本協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙は連絡責任者を定め、本協定締結後、速やかに文書により相手方に報告するものとする。

2 前項に変更があった場合についても速やかに文書により相手方に報告するものとする。

(協定の見直し)

第6条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれかから書面による解約の申し出がないときは、同一内容で更に1年間継続し、以後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できる。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義の決定)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義が生じた場合、甲乙は誠意を持って協議の上、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各々1通を保有するものとする。

平成30年10月11日

甲 新潟県岩船郡関川村大字下関 912 番地
関川村長

加藤 弘

乙 東京都新宿区西新宿 1 丁目 26 番 1 号
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
新潟支店長

松本 康夫

〔災害危険箇所〕

○ 地すべり危険箇所

1 地すべり危険箇所数

国土交通省				林野庁				農村振興局		
箇所数	面積 (ha)	保全対象		箇所数		計	民有林 面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	保全対象 人家
		人家	公共建物	国有林	民有林					
1	24.6	22	1	—	11	11	496.9	1	12.40	13

- (1) 国土交通省所管分について： 「平成10年度地すべり危険箇所調査表」 (砂防課) による。
(2) 林野庁所管分について： 「山地災害危険地区一覧表」 (新潟県治山課・平成26年度末現在) による。
(3) 農林水産省農村振興局所管分について： 「地すべり防止区域指定地区及び事業一覧表 (農村振興局) 平成26年度」 による。

2 地すべり危険箇所一覧 (国土交通省所管分)

整理番号	箇所名	大字小字 等地名	面積 (ha)	保全対象	
				人家戸数	公共建物
581.01	沼	沼	24.6	22	1

3 地すべり危険箇所一覧 (林野庁所管分)

整理番号	箇所名	大字小字 等地名	面積 (ha)	保全対象	
				人家戸数	公共建物
581-0001	ヤチ田	蛇喰ヤチ田	16.00	26	1
581-0002	大林	中東大林	11.53	0	0
581-0003	ヨシ池	中東ヨシ池	10.72	0	0
581-0004	中東	中東山田	13.92	52	1
581-0005	池ノ沢	下関大沢	21.10	0	0
581-0006	大内渕	大内渕鷹の巣	31.19	8	0
581-0007	沼	沼道端	96.46	12	0
581-0008	金丸道	沼金丸道	160.00	12	0
581-0009	朴坂1	朴坂ウラ山	22.00	23	1
581-0010	桂	桂	27.00	21	0
581-0011	上川口・下川口	上川口・下川口	87.00	22	0

4 地すべり危険箇所一覧 (農村振興局所管分)

整理番号	箇所名	大字小字 等地名	面積 (ha)	保全対象 (箇所)
(518)	上関	上関	12.40	13

箇所番号()表示は法規制なし

○ 土石流危険渓流

1 土石流危険渓流数

土石流危険渓流Ⅰ		土石流危険渓流Ⅱ		土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲ	
箇所数	保全対象数	箇所数	保全対象数	箇所数	保全対象数
	人家戸数		人家戸数		人家戸数
30	246	15	28	—	—

土石流危険渓流について（国土交通省所管）

- (1) 平成11年度から平成14年度に実施した新潟県内の土石流危険渓流に関する調査結果による（砂防課）
- (2) 「土石流危険渓流Ⅰ」とは、土石流危険区域内に人家が5戸以上又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設等のある区域に流入する渓流
- (3) 「土石流危険渓流Ⅱ」とは、土石流危険区域内に人家がⅠ～4戸ある区域に流入する渓流
- (4) 「土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲ」とは、土石流危険区域内に人家がないが、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる区域に流入する渓流

2 土石流危険渓流一覧

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	大字小字 等地名	保全対象
					人家戸数
1581－Ⅰ－01	荒川	女川	桂川	桂	23
1581－Ⅰ－02	荒川	女川	木落沢	朴坂	12
1581－Ⅰ－03	荒川	女川	岸沢	南中	5
1581－Ⅰ－04	荒川	女川	大沢	蛇喰	12
1581－Ⅰ－05	荒川	藤沢川	中束川	中束	15
1581－Ⅰ－06	荒川	藤沢川	柿ノ木沢	千刈	2
1581－Ⅰ－07	荒川	藤沢川	田麦沢	田麦	5
1581－Ⅰ－08	荒川	藤沢川	上山沢	中束	10
1581－Ⅰ－09	荒川	女川	吉ノ沢	小和田	6
1581－Ⅰ－10	荒川	荒川	トンビ沢	松平	11
1581－Ⅰ－11	荒川	荒川	湯蔵川	湯沢	10
1581－Ⅰ－12	荒川	中ノ沢川	カマ沢	湯沢	8
1581－Ⅰ－13	荒川	中ノ沢川	清水沢	沢	11
1581－Ⅰ－14	荒川	中ノ沢川	マタギ沢	沢	9
1581－Ⅰ－15	荒川	中ノ沢川	水沢	沢	5
1581－Ⅰ－16	荒川	中ノ沢川	砥沢	金丸	2
1581－Ⅰ－17	荒川	荒川	田ノ沢川	片貝	11
1581－Ⅰ－18	荒川	大石川	宮ノ沢	上川口	8
1581－Ⅰ－19	荒川	大石川	家ノ前沢	安角	1
1581－Ⅰ－20	荒川	大石川	大溝川	安角	13
1581－Ⅰ－21	荒川	大石川	大石小川	大石	20
1581－Ⅰ－22	荒川	大石川	鮎谷川	鮎谷	5
1581－Ⅰ－23	荒川	大石川	久保川	久保	6

R3改定 関川村地域防災計画(資料編)

〔災害危険箇所〕

1581－Ⅰ－24	荒川	赤谷川	岩波沢	内須川	4
1581－Ⅰ－25	荒川	楸江沢川	ニダイ林沢	山本	6
1581－Ⅰ－26	荒川	幾地川	下水上沢	幾地	6
1581－Ⅰ－27	荒川	幾地川	上水上沢	幾地	5
1581－Ⅰ－28	荒川	楸江沢川	浦ノ沢川	上土沢	7
1581－Ⅰ－29	荒川	楸江沢川	深沢	下土沢	1
1581－Ⅰ－30	荒川	楸江沢川	水頭沢	下土沢	7
1581－Ⅱ－01	荒川	女川	ワキノ沢	朴坂	1
1581－Ⅱ－02	荒川	女川	南中	南中	1
1581－Ⅱ－03	荒川	女川	男沢	蛇喰	2
1581－Ⅱ－04	荒川	女川	蛇喰	蛇喰	4
1581－Ⅱ－05	荒川	藤沢川	コグラソ	中束	3
1581－Ⅱ－06	荒川	藤沢川	水上沢	千刈	2
1581－Ⅱ－07	荒川	藤沢川	オブスナ沢	千刈	2
1581－Ⅱ－08	荒川	女川	オフドウ沢	大和田	2
1581－Ⅱ－09	荒川	中ノ沢川	湯沢	湯沢	2
1581－Ⅱ－10	荒川	中ノ沢川	湯沢東沢	湯沢	3
1581－Ⅱ－11	荒川	荒川	砂子沢	片貝	1
1581－Ⅱ－12	荒川	荒川	片貝沢	片貝	1
1581－Ⅱ－13	荒川	大石川	大沢	蔵田島	2
1581－Ⅱ－14	荒川	小川	向山沢	金俣	1
1581－Ⅱ－15	荒川	大石川	中ノ沢	鮎谷	1

○ 急傾斜地崩壊危険箇所

1 急傾斜地災害関係危険箇所数

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ	
箇所数	保全対象数	箇所数	保全対象数	箇所数	保全対象数
	人家戸数		人家戸数		人家戸数
23	129	6	15	—	—

急傾斜地崩壊危険箇所について（国土交通省所管）

- (1) 平成11 年度から平成14 年度に実施した新潟県内の急傾斜地崩壊危険箇所に関する調査結果による（砂防課）
- (2) 「急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ」とは、被害想定区域内に人家が5戸以上又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設等のある箇所
- (3) 「急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ」とは、被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所
- (4) 「急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ」とは、被害想定区域内に人家がないが、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所

2 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

斜面	箇所番号	箇所名	大字小字 等地名	保全対象
				人家戸数
自然	I－581.004(0027)	下川口	下川口	6
自然	I－581.005(0028)	上川口	上川口	7
自然	I－581.006(0029)	安角	安角	0
自然	I－581.008(0031)	鮎谷	鮎谷	13
自然	I－581.009(0032)	久保	久保	5
自然	I－581.010(0033)	蔵田島	蔵田島	8
自然	I－581.012(0035)	南赤谷	南赤谷	7
自然	I－581.013(0036)	内須川	内須川	5
自然	I－581.014(0037)	下土沢	土沢	5
自然	I－581.016(0039)	幾地1	幾地	5
自然	I－581.018(0041)	朴坂	朴坂	5
自然	I－581.019(0042)	南中	南中	6
自然	I－581.021(0044)	中束1	中束	7
自然	I－581.022(0045)	田麦	中束	5
自然	I－581.023(0046)	波走	小和田	5
自然	I－581.025(0048)	松ヶ丘	小見	6
自然	I－581.026(0049)	湯沢	湯沢	7
自然	I－581.029(0052)	中束2	中束	6
自然	I－581.030(0053)	湯蔵	湯沢	9
自然	I－581.032(0055)	聞出	聞出	5
自然	I－581.033(1777)	鷹ノ巣	湯沢	0
自然	I－581.034(1778)	沼団地	片貝	6
自然	I－581.035(1779)	檜木新田	檜木新田	1

自然	Ⅱ－581.001(0030)	金俣	金俣	4
自然	Ⅱ－581.002(0038)	上土沢	上土沢	3
自然	Ⅱ－581.003(0047)	小和田	小和田	2
自然	Ⅱ－581.004(2383)	内須川 2	南赤谷	3
自然	Ⅱ－581.005(2384)	蔵田島 2	蔵田島	1
自然	Ⅱ－581.006(2385)	鮎谷 2	鮎谷	2

○ 山地災害危険地区

1 山地災害危険地区数

山腹崩壊危険地区				崩壊土砂流出危険地区				地すべり危険地区			
箇所数		計	民有林 面積 (ha)	箇所数		計	民有林 面積 (ha)	箇所数		計	民有林 面積 (ha)
国有林	民有林			国有林	国有林			国有林	民有林		
—	15	15	86.0	12	71	83	65.3	—	11	11	496.9

2 山地災害危険地区について（林野庁所管）

「山地災害危険地区一覧表」（新潟県治山課・令和2年度末現在）による

山腹崩壊危険箇所（林野庁所管）							
整理番号	箇所名	郡市	町村	大字字等地名	面積 (ha)	保全対象	
						人家戸数	公共建物
581-0001	セキムカイ	岩船郡	関川村	小和田セキムカイ	1.00	12	0
581-0002	坊上	岩船郡	関川村	土沢坊上	7.00	0	0
581-0003	芦田	岩船郡	関川村	幾地芦田	2.00	16	0
581-0004	内須川	岩船郡	関川村	内須川ナワシロサ	3.00	6	0
581-0005	六本杉	岩船郡	関川村	六本杉タマゴウタ	1.00	8	1
581-0006	大石	岩船郡	関川村	大石ナメ沢	3.00	0	0
581-0007	沼	岩船郡	関川村	沼カイバミ	2.00	7	0
581-0010	下ノ沢（1）	岩船郡	関川村	金丸下ノ沢	24.00	10	1
581-0011	下ノ沢（2）	岩船郡	関川村	金丸下ノ沢	29.00	80	0
581-0013	袖ノ沢	岩船郡	関川村	ハツロソデノサワ	1.00	0	1
581-0014	片貝	岩船郡	関川村	片貝オシワケ	7.00	0	0
581-0016	上関	岩船郡	関川村	上関タマゴウダ	3.00	3	0
581-0017	下川口（1）	岩船郡	関川村	下川口	1.00	0	0
581-0018	湯沢（2）	岩船郡	関川村	湯沢	1.00	2	0
581-0019	下川口（2）	岩船郡	関川村	下川口	1.00	0	0

地すべり危険箇所（林野庁所管）							
整理番号	箇所名	郡市	町村	大字字等地名	面積(ha)	保全対象	
						人家戸数	公共建物
581-0001	ヤチ田	岩船郡	関川村	蛇喰ヤチ田	16.00	26	1
581-0002	大林	岩船郡	関川村	中束大林	11.53	0	0
581-0003	ヨシ池	岩船郡	関川村	中束ヨシ池	10.72	0	0
581-0004	中束	岩船郡	関川村	中束山田	13.92	52	1
581-0005	池ノ沢	岩船郡	関川村	下関大沢	21.10	0	0
581-0006	大内渚	岩船郡	関川村	大内渚鷹の巣	31.19	8	1
581-0007	沼	岩船郡	関川村	沼道端	96.46	12	0
581-0008	金丸道	岩船郡	関川村	沼金丸道	160.00	12	0
581-0009	ウラ山	岩船郡	関川村	朴坂ウラ山	22.00	23	1
581-0010	桂	岩船郡	関川村	桂	27.00	21	0
581-0011	上川口・下川口	岩船郡	関川村	上川口・下川口	87.00	22	0

R3改定 関川村地域防災計画(資料編)
〔災害危険箇所〕

崩壊土砂流出危険箇所（林野庁所管）							
整理番号	箇所名	郡市	町村	大字字等地名	面積(ha)	保全対象	
						人家戸数	公共建物
581-0001	スギワラ	岩船郡	関川村	桂スギワラ	0.27	0	0
581-0003	イムラザワ（2）	岩船郡	関川村	桂イムラザワ	0.36	0	0
581-0004	ウラヤマ	岩船郡	関川村	朴板ウラヤマ	2.40	0	0
581-0005	湯沢	岩船郡	関川村	湯沢	0.05	10	0
581-0006	シラハゲ	岩船郡	関川村	中東シラハゲ	0.90	0	0
581-0008	オコタキ	岩船郡	関川村	蛇喰オコタキ	0.45	20	0
581-0009	タムギ	岩船郡	関川村	中東タムギ	1.26	8	0
581-0010	ヤマミチ	岩船郡	関川村	小和田ヤマミチ	0.54	14	0
581-0011	アカタキ	岩船郡	関川村	小和田アカタキ	0.75	14	0
581-0012	オソウバ	岩船郡	関川村	小和田オソウバ	0.36	14	0
581-0013	下土沢（1）	岩船郡	関川村	下土沢ドウノシタ	1.35	0	0
581-0014	上土沢	岩船郡	関川村	上土沢ウチヤマダ	2.10	20	0
581-0015	ロクロウザワ	岩船郡	関川村	山本ロクロウザワ	3.15	0	0
581-0016	イチノサワ	岩船郡	関川村	内須川イチノサワ	0.84	7	0
581-0017	コザワ	岩船郡	関川村	内須川コザワ	0.75	11	0
581-0018	カミダ	岩船郡	関川村	山本カミダ	0.72	0	0
581-0019	スガヤチ	岩船郡	関川村	内須川スガヤチ	0.36	0	0
581-0020	イエノウラ	岩船郡	関川村	幾地イエノウラ	0.48	11	0
581-0021	サンジウガリ	岩船郡	関川村	幾地サンジウガリ	0.18	18	0
581-0022	オオイザ	岩船郡	関川村	幾地オオイザ	3.30	0	0
581-0023	ミズカミ	岩船郡	関川村	鮎谷ミズカミ	0.75	26	0
581-0024	コダザワ	岩船郡	関川村	幾地コダザワ	0.90	0	0
581-0025	ウダニ	岩船郡	関川村	金俣ウダニ	1.20	0	0
581-0026	上川口（1）	岩船郡	関川村	上川口カミノヤマ	1.05	14	0
581-0027	ムカイヤマ	岩船郡	関川村	蔵田島ムカイヤマ	1.95	16	0
581-0028	マンギ	岩船郡	関川村	安角マンギ	11.70	17	0
581-0029	カワバタ	岩船郡	関川村	大石カワバタ	1.47	0	0
581-0030	ムカイウエ	岩船郡	関川村	金俣ムカイウエ	1.26	16	0
581-0031	ムツゴヤ	岩船郡	関川村	大石ムツゴヤ	2.88	0	0
581-0034	エノキ	岩船郡	関川村	片貝エノキ	1.80	0	0
581-0037	サワイリ	岩船郡	関川村	ハツロサワイリ	1.20	0	1
581-0038	ナカノサワ	岩船郡	関川村	金丸ナカノサワ	1.05	15	1
581-0040	シモノサワ（2）	岩船郡	関川村	金丸シモノサワ	0.18	0	1
581-0041	シモノサワ（3）	岩船郡	関川村	金丸シモノサワ	0.27	0	1
581-0045	フナバ	岩船郡	関川村	金丸フナバ	0.36	0	1
581-0046	アツタザカ（1）	岩船郡	関川村	金丸アツタザカ	0.12	0	0
581-0048	カタオキバ	岩船郡	関川村	片貝カタオキバ	0.48	0	1
581-0049	ヘイザエモンザワ（1）	岩船郡	関川村	片貝ヘイザエモンザワ	0.18	0	1
581-0050	ヘイザエモンザワ（2）	岩船郡	関川村	片貝ヘイザエモンザワ	0.48	0	0
581-0051	タノサワ	岩船郡	関川村	片貝タノサワ	1.20	0	1
581-0053	大内淵	岩船郡	関川村	大内淵万木	0.27	0	1
581-0054	ハツロ	岩船郡	関川村	ハツロ沢入	0.84	0	1
581-0055	ウシモドシ	岩船郡	関川村	大内淵ウシモドシ	0.30	0	0
581-0056	ヤマダ	岩船郡	関川村	安角ヤマダ	0.18	0	1
581-0057	久保（1）	岩船郡	関川村	久保ウラヤマ	0.68	7	0
581-0058	土沢	岩船郡	関川村	土沢坊上	0.15	0	0
581-0059	下土沢（2）	岩船郡	関川村	下土沢シモヤマダ	0.36	0	0
581-0060	朴坂（1）	岩船郡	関川村	朴坂	0.15	0	0
581-0061	朴坂（2）	岩船郡	関川村	朴坂	0.15	12	0
581-0062	中東	岩船郡	関川村	中東	0.37	0	0
581-0063	カワラ	岩船郡	関川村	下土沢カワラ	0.30	0	1
581-0064	下土沢（3）	岩船郡	関川村	下土沢	0.61	0	0
581-0065	大沢（1）	岩船郡	関川村	下関大沢	0.38	88	2
581-0067	峠	岩船郡	関川村	幾地峠	0.08	0	0
581-0068	三十苅	岩船郡	関川村	幾地三十苅	0.07	0	0
581-0069	芦田	岩船郡	関川村	幾地芦田	0.09	0	0
581-0070	菅谷地（1）	岩船郡	関川村	内須川菅谷地	0.12	0	0
581-0071	菅谷地（2）	岩船郡	関川村	内須川菅谷地	0.11	0	0
581-0072	久保（2）	岩船郡	関川村	久保	0.06	12	1
581-0073	上川口（2）	岩船郡	関川村	上川口	0.16	0	0
581-0074	上川口（3）	岩船郡	関川村	上川口	0.17	11	0
581-0075	沼（1）	岩船郡	関川村	沼	2.06	15	2
581-0076	沼（2）	岩船郡	関川村	沼	0.81	0	0
581-0077	金俣	岩船郡	関川村	金俣	0.15	5	0
581-0078	裏山	岩船郡	関川村	南中裏山	0.16	6	0
581-0079	中ノ田	岩船郡	関川村	内須川中ノ田	0.11	0	0
581-0080	須帰リ	岩船郡	関川村	安角須帰リ	3.34	0	0
581-0081	蛇喰	岩船郡	関川村	蛇喰	0.22	9	1
581-0082	大沢（2）	岩船郡	関川村	蛇喰大沢	0.30	7	0
581-0083	白ハゲ	岩船郡	関川村	中東白ハゲ	0.23	0	0
581-0084	中峯	岩船郡	関川村	中東中峯	1.28	15	1

○ 土砂災害警戒区域等

1 土砂災害警戒区域の指定数

土砂災害 危険箇所 数	基礎調査 実施箇所 数	土砂災害警戒区域の指定数								指定状況
		急傾斜		土石流		地すべり		小計		
			特別		特別		特別		特別	
84	123	51	43	58	26	14	－	123	69	完了

(平成29年 1 月31日現在)

2 土砂災害警戒区域等一覧

所在地	区域名	災害の種類	指定年月日	
			警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
上川口	ビクニ沢	土石流	2011/3/11	2011/3/11
上川口	上川口	急傾斜地の崩壊	2011/3/11	2011/3/11
上川口	上川口・櫛木新田(H25)	地すべり	2016/9/13	—
上川口	宮ノ沢	土石流	2011/3/11	2011/3/11
上関	上関	急傾斜地の崩壊	2014/2/25	2014/2/25
上関	上関	地すべり	2014/2/25	—
下川口	下川口(1)	急傾斜地の崩壊	2012/2/14	2012/2/14
下川口	下川口(2)	急傾斜地の崩壊	2012/2/14	—
中束	オブスナ沢	土石流	2013/2/5	—
中束	コグラソ	土石流	2013/2/5	—
中束	上山沢	土石流	2013/2/5	—
中束	中束	地すべり	2013/2/5	—
中束	中束川	土石流	2013/2/5	—
中束	中束(1)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
中束	中束(1)	土石流	2013/2/5	—
中束	中束(2)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
中束	中束(3)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
中束	中束(4)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
中束	中束(5)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
中束	中束(6)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
中束	中束(7)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
中束	千刈	地すべり	2016/9/13	—
中束	大林	地すべり	2013/2/5	—
中束	柿ノ木沢	土石流	2013/2/5	—
中束	水上沢	土石流	2013/2/5	—
中束	田麦沢	土石流	2013/2/5	—
中束	田麦(1)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
中束	田麦(2)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	—
久保	下沢	土石流	2011/3/11	—
久保	久保	急傾斜地の崩壊	2011/3/11	2011/3/11
八ツ口	八ツ口(1)	急傾斜地の崩壊	2016/10/7	2016/10/7
八ツ口	八ツ口(1)	土石流	2016/10/7	—

R3改定 関川村地域防災計画(資料編)
〔災害危険箇所〕

ハツロ	ハツロ(2)	急傾斜地の崩壊	2016/10/7	—
ハツロ	ハツロ(2)	土石流	2016/10/7	2016/10/7
ハツロ	ハツロ(3)	急傾斜地の崩壊	2016/10/7	2016/10/7
ハツロ	ハツロ(H25)	地すべり	2016/10/7	—
内須川	内須川	急傾斜地の崩壊	2011/3/11	2011/3/11
内須川	内須川(2)	急傾斜地の崩壊	2011/3/11	2011/3/11
内須川	岩波沢	土石流	2011/3/11	—
南中	オ宮ノ沢	土石流	2010/9/21	2010/9/21
南中	南中	急傾斜地の崩壊	2010/9/21	2010/9/21
南中	岸沢	土石流	2010/9/21	2010/9/21
南赤谷	南赤谷沢	土石流	2012/2/14	—
南赤谷	南赤谷(1)	急傾斜地の崩壊	2012/2/14	2012/2/14
南赤谷	南赤谷(2)	急傾斜地の崩壊	2012/2/14	2012/2/14
土沢	上土沢	急傾斜地の崩壊	2012/2/14	2012/2/14
土沢	下土沢(1)	急傾斜地の崩壊	2012/2/14	2012/2/14
土沢	下土沢(2)	急傾斜地の崩壊	2012/2/14	—
土沢	水頭沢	土石流	2012/2/14	—
土沢	浦ノ沢川	土石流	2012/2/14	2012/2/14
土沢	深沢	土石流	2012/2/14	2012/2/14
大内渕	大内渕	急傾斜地の崩壊	2014/2/25	—
大内渕	峰沢	土石流	2014/2/25	—
大内渕	金堀	地すべり	2014/2/25	—
大石	大石小川	土石流	2011/6/14	2011/6/14
安角	大溝川	土石流	2010/9/21	—
安角	安角	急傾斜地の崩壊	2010/9/21	2010/9/21
安角	安角(H25)	地すべり	2016/9/13	—
安角	小田ノ沢	土石流	2010/9/21	—
小和田	オフドウ沢	土石流	2011/3/11	—
小和田	小和田	急傾斜地の崩壊	2011/3/11	2011/3/11
小和田	小和田(H25)	地すべり	2016/9/13	—
小和田	波走	急傾斜地の崩壊	2011/3/11	2011/3/11
小和田	赤滝沢	土石流	2011/3/11	—
小見	松ヶ丘	急傾斜地の崩壊	2012/2/14	2012/2/14
山本	ニダイ林沢	土石流	2011/6/14	2011/6/14
幾地	上水上沢	土石流	2010/9/21	—
幾地	下水上沢	土石流	2010/9/21	2010/9/21
幾地	幾地	急傾斜地の崩壊	2010/9/21	2010/9/21
朴坂	ワキノ沢	土石流	2010/9/21	2010/9/21
朴坂	木落沢	土石流	2010/9/21	2010/9/21
朴坂	朴坂	急傾斜地の崩壊	2010/9/21	2010/9/21
朴坂	朴坂①(H25)	地すべり	2016/9/13	—
朴坂	西山川	土石流	2010/9/21	2010/9/21
桂	桂(H25)	地すべり	2016/9/27	—
桂	桂川	土石流	2011/6/14	—
檜木新田	檜木新田	急傾斜地の崩壊	2012/2/14	—
沼	沼(1)	急傾斜地の崩壊	2016/10/7	2016/10/7
沼	沼(1)	土石流	2016/10/7	2016/10/7
沼	沼(1)	地すべり	2016/10/7	—
沼	沼(2)	急傾斜地の崩壊	2016/10/7	2016/10/7

沼	沼(2)	土石流	2016/10/7	2016/10/7
沼	沼(2)	地すべり	2016/10/7	—
湯沢	カマ沢	土石流	2010/9/21	2010/9/21
湯沢	マタギ沢	土石流	2011/6/14	—
湯沢	水沢	土石流	2011/6/14	—
湯沢	清水沢	土石流	2011/6/14	—
湯沢	湯沢小沢	土石流	2010/9/21	—
湯沢	湯沢東沢 - 1	土石流	2010/9/21	2010/9/21
湯沢	湯沢東沢 - 2	土石流	2010/9/21	2010/9/21
湯沢	湯沢(1)	急傾斜地の崩壊	2010/9/21	2010/9/21
湯沢	湯沢(2)	急傾斜地の崩壊	2010/9/21	2010/9/21
湯沢	湯沢(3)	急傾斜地の崩壊	2010/9/21	2010/9/21
湯沢	湯蔵	急傾斜地の崩壊	2010/9/21	2010/9/21
湯沢	湯蔵川	土石流	2010/9/21	—
湯沢	鷹ノ巣	急傾斜地の崩壊	2014/2/25	2014/2/25
滝原	トンビ沢	土石流	2011/6/14	2011/6/14
片貝	岩船発電所	急傾斜地の崩壊	2016/10/7	2016/10/7
片貝	沼団地	急傾斜地の崩壊	2016/10/7	2016/10/7
片貝	片貝沢	土石流	2011/6/14	—
片貝	田ノ沢	土石流	2011/6/14	—
片貝	砂子沢	土石流	2011/6/14	2011/6/14
聞出	聞出(1)	急傾斜地の崩壊	2012/2/14	—
聞出	聞出(2)	急傾斜地の崩壊	2012/2/14	2012/2/14
蔵田島	大沢	土石流	2011/3/11	2011/3/11
蔵田島	蔵田島	急傾斜地の崩壊	2011/3/11	—
蔵田島	蔵田島(2)	急傾斜地の崩壊	2011/3/11	2011/3/11
蔵田島	蔵田島(3)	急傾斜地の崩壊	2011/3/11	2011/3/11
蛇喰	ヤチ田	地すべり	2013/2/5	—
蛇喰	大沢	土石流	2013/2/5	—
蛇喰	男沢	土石流	2013/2/5	—
蛇喰	蛇喰	土石流	2013/2/5	—
金丸	砥沢	土石流	2013/2/5	2013/2/5
金俣	スリナシ沢	土石流	2010/9/21	2010/9/21
金俣	向山沢	土石流	2010/9/21	2010/9/21
金俣	小川	土石流	2010/9/21	2010/9/21
金俣	金俣	急傾斜地の崩壊	2010/9/21	2010/9/21
鮎谷	スゲタ沢	土石流	2010/9/21	2010/9/21
鮎谷	中ノ沢	土石流	2010/9/21	—
鮎谷	鮎谷川	土石流	2010/9/21	—
鮎谷	鮎谷(1)	急傾斜地の崩壊	2010/9/21	2010/9/21
鮎谷	鮎谷(2)	急傾斜地の崩壊	2010/9/21	2010/9/21
鮎谷	鮎谷(3)	急傾斜地の崩壊	2010/9/21	2010/9/21

○ 雪崩危険箇所

1 なだれ発生危険箇所数

国土交通省					林野庁	
雪崩危険箇所Ⅰ		雪崩危険箇所Ⅱ		雪崩危険箇所Ⅲ	箇所数 (国有林)	箇所数 (民有林)
箇所数	人家戸数	箇所数	人家戸数			
15	124	4	9	—	—	17

国土交通省所管分について

- (1) 「平成12 年度調査（平成16 年度公表）雪崩危険箇所調査表」（砂防課）による
- (2) 「雪崩危険箇所Ⅰ」とは、雪崩危険区域内に人家が5戸以上又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設等のある箇所
- (3) 「雪崩危険箇所Ⅱ」とは、雪崩危険区域内に人家が1～4戸ある箇所
- (4) 「雪崩危険箇所Ⅲ」とは、雪崩危険区域内に人家がないが、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所

林野庁所管分について

「なだれ危険箇所調査（平成24 年度末現在）：治山課」による

2 雪崩危険箇所一覧（国土交通省所管分）

調 査 番 号	位 置		発生危険箇所の状況						保 全 対 象						防 止 施 設	備 考
			斜面 の傾斜 度	斜面 の方位	植 生	発生 の状況		避難 指示の 有無	人家		公 共 的 施 設	そ の 他 施 設	道 路	見 通 し 角		
	59 豪雪	その他				戸	人									
1	金丸	下ノ沢	45	北東	3	○		有	6	25	1	1	村 150	37	階段工 4列 270m	金丸部落内線
2	金丸	下ノ沢	45	北東	3	○		無	10	39	1		村 150	34	柵工 59基 階段工 3列17.3m	金丸本通り線
3	金丸	下ノ沢	43	北東	3	○		無			1	1	村 150 鉄道843	24		一般国道 113号線
4	片貝	上野	34	北西	3	○		無	7	26			村 100	25		
5	沼	花見山	37	西	3	○		無	3	8			村 300	30	柵 工 1列 18m	片貝畑線
6	鮎谷	天神前	44	南東	3	○		無					村 70	30		
7	鮎谷	川端	45	南東	1	○		無					県 100	33	柵 工 1列 18m	六本杉金俣線
8	下川口	裏山	39	西	2			無					県 100	32	柵 工 1列 18m	黒俣越後下関 停車場線
9	湯沢	中ノ沢	47	北西	1	○		無					村 50	25	柵 工 1列 14m	
10	湯沢	中ノ沢	47	南東	1	○		無					村 50	25	柵 工 1列 14m	
11	湯沢	下山	34	南西	1	○		無	2	7			県 100	20		高田湯沢線
12	中束	大沢	29	南	3	○		無	3	10			村 200	20		
16	片貝	高置場		北	3	○		無			1			24		発電所
17	片貝	砂子平		北	3	○		無			1			24		発電所
18	片貝	砂子平		北西	3	○		無			1			24		発電所
19	大内淵	鷹ノ巣		北	3	○		無					村 100			

21	下川口	東山	40	西	3	○		無	1	4			村 80	30		下川口部落内線
22	湯沢	湯沢	39	西北	2	○		無	1	4			村 100	33		湯沢上関線
23	片貝	嬉々コ	50	北東	3	○		無					村 300	35	階段工 2列 266m	
	計	19カ所														

3 雪崩危険箇所一覧（林野庁所管分）

調査番号	土地区分		所有区分			危険箇所把握区分			法的規則等の状況					施工状況 (なだれ防災関係)		危険度等			備 考
	林 地	そ の 他	国 有 林	民 有 林	そ の 他	既 把 握 箇 所	治 山 調 査 等 の 箇 所	新 規 追 加 の 箇 所	保 安 林 等	す べ り 防 止 区 域 地	山 地 災 害 危 険 地 区	急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域	砂 防 指 定 地	治 山	そ の 他	発 生 危 険 度	保 全 対 象 重 要 度	危 険 箇 所 の 危 険 度	
1	○			○					な		○			概成		b	H	A	人家6戸、村道、土木雪崩点検箇所
2	○			○					な		○			概成		b	H	A	人家10戸、村道、土木雪崩点検箇所
3	○			○							○					b	H	A	国道、村道、JR駅
4	○			○												c	H	B	人家7戸、村道、土木雪崩点検箇所
5	○			○							○			概成		c	H	B	人家2戸、村道
6	○			○												d	L	C	村道のみ
7	○			○												b	L	C	村道のみ
8	○			○					土崩		○			未成	完成(柵)	b	M	B	県道のみ
11	○			○					落石		○			未成		b	H	A	人家2戸、県道
12	○			○												c	H	B	人家7戸、村道、土木雪崩点検箇所
16	○			○												c	H	B	村道、発電所、土木雪崩点検箇所
17	○			○							○			未成		b	H	A	私道のみ
18	○			○							○					b	H	A	私道のみ
19	○			○					な							b	L	C	市道のみ
21	○			○								○				d	H	C	人家1戸、村道
22	○			○								○				b	H	A	人家1戸、村道
24	○			○					土流		○			未成	完成(柵)	b	M	B	県道のみ

(太字は重点点検箇所)

○ 重要水防箇所一覧

1 国管理(羽越河川国道事務所 令和3年度 荒川重要水防箇所巡視箇所)

河川名	位 置				重要度 A	重要度 B	要注意 区間	現 況	予想される 危険	対策水防工法
	大字	自(河口から)	～	至						
荒川(左岸)	土沢	12.00km	～	12.50km		500m		越水(溢水)	堤防決壊	積み土のう工
〃	上関	15.50km	～	15.75km		237m		越水(溢水)	堤防決壊	積み土のう工
〃	上関	16.50km+50m	～	16.75km		237m		水衝・洗掘	堤防決壊	蛇籠張工、木流し工
〃	上関	16.75km	～	17.25km		557m		堤体漏水、水衝・洗掘	堤防決壊	シート張り工、蛇籠張工、木流し工
〃	上関	17.25km	～	17.50km		368m		水衝・洗掘	堤防決壊	蛇籠張工、木流し工
〃	下川口	17.75km	～	17.75km		118m		越水(溢水)、堤防断面不足	越水 堤防決壊	積み土のう工
荒川(右岸)	高田	10.25km+100m	～	10.75km		448m		越水(溢水)、堤体漏水、水衝・洗掘	堤防決壊	積み土のう工、シート張り工、蛇籠張工、木流し工
〃	高田	10.75km	～	11.00km		469m		越水(溢水)、基礎地盤漏水、堤体漏水、水衝・洗掘	堤防決壊	積み土のう工、月の輪工、釜段工、シート張り工、蛇籠張工、木流し工
〃	高田	11.00km	～	11.00km+100m		100m		水衝・洗掘、堤体漏水	堤防決壊	蛇籠張工、木流し工、シート張り工
〃	高田	11.00km+100m	～	12.25km		1,122m		堤体漏水	堤防決壊	シート張り工
〃	高田～小見前新田	12.25km	～	12.50km		228m		越水(溢水)	堤防決壊	積み土のう工
〃	小見前新田	13.25km+200m	～	13.75km			313m	破堤跡		
〃	湯沢	16.50km	～	17.50km		869m		堤体漏水、基礎地盤漏水	堤防決壊	シート張り工、月の輪工、釜段工
〃	高瀬	18.25km	～	18.50km		197m		破堤跡		

重要度A : 水防上最も重要な区間

重要度B : 水防上重要な区間

要注意区間: 新しく堤防を作った「新堤防」、過去に堤防が決壊したことのある「破堤跡」、以前川だった所が堤防となっている「旧川跡」など、過去の経験から注意を要する箇所。また、破堤などの履歴を残すための箇所。

2 県管理（村上地域振興局 令和3年度水防計画）

河川名	位 置		現 況 (評定基準)	重 要 度			要注意区間	予想される 危険	対策水防工法
	村	大字		重点区間	A	B			
桂川	関川	桂	越水	右100・左110	右200・左220			越水	積み土のう工
太田沢川	関川	高田	堤体漏水			左450		越水・決壊	積み土のう工・木流し工
藤沢川	関川	中束	越水			右170		越水	積み土のう工
中束川	関川	中束	越水			右190・左240		越水	積み土のう工
赤谷川	関川	赤谷	越水			右590・左520		越水	積み土のう工

※「重要度」欄中、A―水防上最も重要な箇所、B―水防上重要な箇所、重点区間―A区間で特に水防時に重点的に巡視すべき区間

○ 豪雪災害防止区域

融雪施設

(散水延長：平成29年3月31日現在、世帯数：平成29年1月31日現在)

路線名・地区名等		世帯数	散水延長(m)	備考
一級村道	南赤谷上関線		652.1	一級村道計 5,212.6
	小栗野線		286.2	
	高田湯沢線		1,015.1	
	上野新中束線		95.6	
	蛇喰深沢線		413.0	
	橋場下関線		1,397.9	
	六本杉金俣線		100.5	
	片貝畑線		531.2	
	高瀬丸山公園線		721.0	
二級村道	八千代打上線		1,151.1	二級村道計 5,879.3
	金丸本通り線		854.7	
	八ツ口線		279.4	
	勝蔵内須川線		303.5	
	山本幾地線		357.1	
	上土沢鍬江沢線		273.9	
	湯沢沢線		169.7	
	平内新鉾打線		183.7	
	南中上野新線		260.0	
	上野新若山線		297.9	
	城陣線		71.6	
	桂線		75.7	
	安角線		442.3	
	片貝駅裏線		868.2	
	山本線		290.5	
女川郷地区	上野原	6	5,135.6	世帯数計 299
	深沢	23		
	上野新	27		
	若山	16		
	上野	15		
	小和田	30		
	中束	42		
	田麦千刈	16		
	蕨野	5		
	上新保	5		
	蛇喰	25		
	南中	31		
	宮前	35		
	朴坂	23		
川北郷地区	高瀬	80	8,391.4	
	沢	28		
	湯沢	94		
	松平	19		

	滝原	17		世帯数計 419
	上野山	9		
	小見	33		
	小見前新田	5		
	松ヶ丘	7		
	平内新	17		
	高田	83		
	桂	27		
霧出郷地区	山本	21	6,517.3	世帯数計 282
	幾地	17		
	鍬江沢	28		
	上土沢	84		
	下土沢	17		
	大島	115		
両関四ヶ字郷地区	下関	400	12,324.2	世帯数計 679
	上関	148		
	辰田新	50		
	打上	22		
	勝蔵	23		
	南赤谷	25		
	内須川	11		
七ヶ谷郷地区	蔵田島	11	3,602.3	世帯数計 138
	久保	11		
	鮎谷	26		
	金俣	19		
	大石	31		
	安角	26		
	上川口	14		
九ヶ谷郷地区	下川口	31	1,968.5	世帯数計 136
	荒川台	7		
	大内渚	6		
	片貝	24		
	聞出	7		
	沼	25		
	金丸	26		
	八ツ口	10		
合 計		1,953	49,031.2	その他村道計 37,939.3

〔条 例 等〕

○ 関川村防災会議条例

〔昭和40年 7 月29日〕
〔条 例 第 18 号〕

改正 昭和57年 6 月28日条例第29号 平成12年 3 月27日条例第11号
平成20年 3 月22日条例第10号 平成27年 3 月20日条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、関川村防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 関川村地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- (2) 村長の諮問に応じて関川村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和24年法律第193号)第25条の水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、村長をもってこれに充てる。
- 3 会長は、会務を総括する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
 - (2) 新潟県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
 - (3) 新潟県警察の警察官のうちから村長が任命する者
 - (4) 本村の職員で村長が指名する者
 - (5) 関川村教育長
 - (6) 関川村消防団長
 - (7) 村上市消防長
 - (8) 指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な機関等から村長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから村長が任命する者
- 6 前項に規定する委員の定数は、30人以内とする。
- 7 第5項第8号及び第9号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、新潟県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指

定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから村長が任命する。

- 3 専門委員は、当該事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和40年8月1日から施行する。

附 則 (昭和57年6月28日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(関川村水防協議会条例の廃止)
- 2 関川村水防協議会条例(昭和55年関川村条例第38号)は、廃止する。

附 則 (平成20年3月22日条例第10号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月20日条例第29号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

○ 関川村防災会議会長及び委員

(令和3年8月1日現在)

No.	区 分	防災会議 条例根拠	機 関	職 名	備 考
1	関川村	第3条第2項	関川村	村 長	会 長
2	指定地方 行政機関	第3条第5項 第1号	陸上自衛隊 第30普通科連隊	第3中隊長	
3			国土交通省 羽越河川国道事務所	所 長	
4			関東森林管理局 下越森林管理署村上支署	支署長	
5			気象庁 新潟地方気象台	台 長	
6	新潟県	第3条第5項 第2号	村上地域振興局	企画振興部長	
7			村上地域振興局	地域整備部長	
8			村上地域振興局	農林振興部長	
9			村上地域振興局	健康福祉部長	
10	新潟県警察	第3条第5項 第3号	村上警察署	署 長	
11			村上警察署 下関交番	交番所長	
12	関川村職員	第3条第5項 第4号	関川村	副村長	会長職務代理者
13			関川村	総務政策課長	
14			関川村	農林課長	
15			関川村	建設課長	
16			関川村	健康福祉課長	
17	関川村教育長	第3条第5項 第5号	関川村	教育長	
18	関川村 消防団長	第3条第5項 第6号	関川村消防団	団 長	
19	村上市消防長	第3条第5項 第7号	村上市消防本部	消防長	
20	指定公共機関	第3条第5項 第8号	東日本旅客鉄道(株) 村上駅	駅 長	
21			東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 新潟支店	支店長	
22			日本郵便(株) 関川郵便局	局 長	
23			東北電力ネットワーク(株) 村上電力センター	所 長	
24	指定地方 公共機関		関川村土地改良区	理事長	
25	公共的団体		関川村商工会	会 長	
26			関川村社会福祉協議会	会 長	
27	自主防災組織 を構成する者	第3条第5項 第9号	関川村自主防災会 連絡協議会	会 長	

(注) 防災会議委員は村長が任命するものとし、30人以内とする。

○ 関川村災害対策本部条例

〔昭和40年 7 月29 日〕
条 例 第 19 号

改正 平成23年12月21日条例第20号

平成27年 3 月20日条例第30号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の 2 第 8 項の規定に基づき、関川村災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員及びその他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和40年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年12月21日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 3 月20日条例第30号）

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

○ 関川村災害対策本部運営規程

〔昭和40年 7 月29日〕
規 程 第 2 号

改正 昭和57年 9 月29日規程第 6 号 平成13年 3 月27日規程第 2 号
平成18年11月28日規程第 5 号 平成19年 3 月30日規程第 4 号
平成21年 4 月 1 日規程第 6 号 平成22年 3 月18日規程第 1 号
平成29年12月 4 日規程第 6 号 平成31年 3 月29日規程第 6 号
令和 3 年 8 月 5 日規程第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、関川村災害対策本部条例（昭和40年関川村条例第19号）に基づき、関川村災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し必要な事項を定め、災害対策の円滑かつ適正な実施を図るものとする。

(本部の組織及び会議)

第 2 条 本部には、本部長の職務を補佐するために副本部長を置き、副本部長には副村長及び教育長をもってあてる。

2 副本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、防災主管課長が代行する。

3 本部長の下に本部会議を置く。本部会議は、本部長、副本部長及び各部の部長並びに副部長をもって構成し、必要があると認めるときは、防災関係機関の職員その他災害応急対策に関係する者の出席を要請して災害応急対策の実施、その他防災に関する重要事項について協議する。

4 本部に対策部及び班を置く。

(1) 部に部長を置き、課長及び局長等の職にある者をもってあて、必要に応じて副部長を置くことができる。

(2) 班に班長を置き、班長及び上席の職にある者をもってあてる。

(3) 班員は課・局員及び本部長が特に指名した者をもってあてる。

(事務分掌等)

第 3 条 前条の組織及び事務分掌は、別表第 1 に定めるとおりとする。

2 各対策部長は、部の分掌事務を処理するため、あらかじめ担当者を定めておくとともに、必要簿冊を備えるなど体制を整備しておかなければならない。

3 本部長、副本部長、対策部長、班長、その他本部員は、災害対策活動に従事するときは、法令等において特別の定めがある場合を除くほか、別に定める腕章を着用するものとする。

(本部の場所及び本部連絡員)

第 4 条 本部は、災害の程度により本部室を村長室又は本部長の指定する場所に置くものとする。

2 本部室には、「関川村災害対策本部」の標示をするものとする。

3 本部室には、原則として本部連絡員を置く。

4 本部連絡員は、各対策部長がそれぞれ所轄職員のうちから指名する者をもってあてる。

5 本部連絡員は、各対策部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各対策部の長に伝達する。

(本部の開設及び閉鎖)

第 5 条 本部は、災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合において、本部長が必要と認めたとき開設する。

- 2 本部は、災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね終了したと認めるとき本部長が閉鎖する。

(本部開設の措置)

第6条 総務対策部長は、予警報又は情報等により災害があると予想されるときは、本部開設前に次の事項についても措置するものとする。

- (1) 予警報、情報の収集及び連絡調整
- (2) 人員配備の指示
- (3) 関係部班との連絡調整

- 2 休日又は勤務時間外において警報又は異状な情報の受理をした当直者は、通報連絡系統に基づき、直ちに総務対策部長に通報しなければならない。

(非常配備の基準、構成計画等)

第7条 本部は、被害を最小限に防止するため迅速かつ非常配備体制を整える。

- 2 非常配備の種別、内容等の基準については、別表第2に定めるとおりとする。
- 3 各対策部長は、前項の基準に基づき、配備計画をたて、これを職員に徹底しなければならない。

(第1配備体制)

第8条 第1配備(警戒体制)における体制は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 総務対策部長は、県及び関係機関との連絡をとって、気象その他災害に関する情報を収集し、本部長に報告するとともに、関係対策部に連絡しなければならない。
- (2) 本部長は、必要に応じ関係対策部長を招集し、情報を聴取するため本部会議を開き、当該情勢に対応する措置を検討するものとする。
- (3) 配備につく職員は、所属する部班の所在場所に待機し、必要な措置をとるものとする。

(第2配備体制)

第9条 第2配備(災害警戒本部設置)における体制は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 本部の機能を円滑ならしめるため本部室を開設する。
- (2) 各対策部長は、所掌業務にかかる情報の収集及び連絡体制を強化する。
- (3) 各対策部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。
 - ア 災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。
 - イ 装備、物資、器材、設備及び機械等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配置する。
 - ウ 災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

(第3配備体制)

第10条 第3配備(非常体制)が指令された場合、災害対策本部を設置し、全職員を指定配備する。各対策部長は、災害応急対策に全力を傾注するとともに、その活動状況を随時総務対策部長を通じ本部長に報告する。

(非常配備の開始及び解除)

第11条 各対策部における非常配備体制の開始及び解除は、本部長が指令するものとする。

(被害状況の取り扱い)

第12条 災害が発生したときは、各対策部長は直ちに被害状況を調査し、関係者に報告しなければならない。

- 2 総務対策部長は、各対策部長並びに関係機関からの被害状況をとりまとめ、本部長に報告するとともに、すみやかに県防災本部へ報告するものとする。

- 3 県に対する報告は「県被害状況報告要領」により行うものとする。

(災害情報の取扱い)

第13条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、総務対策部長は直ちに本部長に報告するとともに、その状況及び応急対策の概況を逐次県防災本部へ報告するものとする。

- 2 総務対策部長は、災害に関する予警報、その他災害に関する情報を収受したときは、必要事項については直ちに住民・その他関係のある公私の団体に伝達するとともに、予想される災害の事態並びにこれに対処してとるべき措置等について周知しなければならない。

附 則

この規程は、昭和40年8月1日から施行する。

附 則 (昭和57年9月29日規程第6号)

この規程は、昭和57年9月29日から施行する。

附 則 (平成13年3月27日規程第2号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年11月28日規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規程第4号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日規程第6号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月18日規程第1号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月4日規程第6号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日規程第6号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年8月5日規程第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

災害対策本部の組織及び事務分掌

部 名	班・室 名	分 掌 事 務
総務対策部 (部長) 総務政策課長	総務班 (班長) 総務班長又は上席職員 (班員) 総務班、運転員室全員	1 (救助事務)災害にかかった者の救助 2 (救助事務)行方不明者の搜索 3 本部会議及び本部の庶務に関すること。 4 村有建物及び施設(教育関係建築物及び施設を除く。)の災害対策並びに被害調査に関すること。 5 被害報告・応急対策等の情報収集、報告及び記録に関すること。 6 警察署、消防署等との連絡調整に関すること。 7 消防団の要請、活動に関すること。 8 他市町村・関係機関・自主防災組織・集落等との連絡調整に関すること。 9 避難情報の発令に関すること。 10 災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)、災害救助条例に関すること。 11 報道機関等との連絡調整に関すること。 12 災害関係職員の動員及び職員の派遣に関すること。 13 災害時における職員の健康管理に関すること。 14 災害広報等に関すること。 15 全村的な広報及び広聴全般に関すること。 16 村のホームページの更新に関すること。 17 写真等による災害情報の収集及び記録に関すること。 18 交通の安全確保に関すること。 19 社会対策(防犯関係)に関すること。 20 防災行政無線の通信統括に関すること。 21 村所有の情報システムの機能確保に関すること。 22 災害関係文書の受理及び配布に関すること。 23 自衛隊の要請、派遣に関すること 24 物資の調達に関すること 25 緊急輸送に関すること 26 公用車の管理に関すること
	人事財政班 (班長) 人事財政班長又は上席職員 (班員) 人事財政班員全員	1 物資の調達に関すること。 2 緊急輸送に関すること。 3 災害の予算に関すること。 4 ボランティアセンターの支援等に関すること。 5 部内の応援 ・ 被害報告・応急対策等の情報収集、報告及び記録に関すること。 ・ 交通の安全確保及び緊急輸送に関すること。 ・ 防災資機材の調達に関すること。 ・ 村有財産の被害調査。 ・ 村有建物及び施設(教育関係建築物及び施設を除く。)の災害対策並びに被害調査に関すること。

	観光・地域政策室 (室長) 観光・地域政策室長 上席職員 (室員) 観光・地域政策室員全 員	1 (救助事務)炊き出しその他による食品の供与 2 (救助事務)被服・寝具その他生活必需品 3 (救助事務)生業資金の貸与 4 観光客、来訪者等の安全確保に関すること。 5 所管公共施設の被害状況調査及び応急復旧に関するこ と。 6 商工観光施設及び商品等の被害調査に関すること。 7 避難所となる商工観光施設の利用供与に関すること。 8 商工団体等の連絡調整に関すること。 9 商工観光施設の災害対策並びに復旧に関すること。 10 商工観光業者の復興対策並びに融資に関すること。 11 部内の応援 ・ 被害報告・応急対策等の情報収集、報告及び記録に関す ること。 ・ 交通の安全確保及び緊急輸送に関すること。 ・ 防災資機材の調達に関すること。 ・ 村有財産の被害調査。 ・ 村有建物及び施設（教育関係建築物及び施設を除く。） の災害対策並びに被害調査に関すること。 ・ 物資の調達に関すること。
住民税務対策部 (部長) 住民税務課長	税務班 (班長) 税務班長又は上席職員 (班員) 税務班員全員	1 家屋等の被害状況調査に関すること。 2 被災者台帳の作成に関すること。 3 被災証明に関すること。 4 被災者に対する村税の納税猶予、納期限の延長及び減免 に関すること。 5 被災者に対する納期限の延長に関わる指定金融機関との 調整に関すること。 6 地籍図根点等の被災状況の調査、復旧に関すること。 7 罹災証明書の発行に関すること。 8 必要に応じ避難所の開設及び管理の支援に関すること。
	住民環境班 (班長) 住民環境班長 上席職員 (班員) 住民環境班員全員	1 安否情報の収集、整理、提供及び避難者名簿のデータ作 成に関すること。 2 各種申請統一窓口に関すること。 3 (救助事務)埋葬 4 (救助事務)死体の処理 5 廃棄物(ゴミ、し尿)の収集、運搬及び処理に関するこ と。 6 災害廃棄物処理に関すること。 7 仮設トイレの設置に関すること。 8 斃死伴侶動物等の処理に関すること。 9 災害時の防疫対策に関すること。
	会計室 (室長) 会計室長又は上席職員 (室員) 会計室員全員	1 義援金、見舞金等の管理に関すること。 2 災害活動に関する会計事務に関すること。 3 義援金の保管に関すること。 4 部内の応援

健康福祉対策部 (部長) 健康福祉課長	福祉保険班 (班長) 福祉保険班長又は上席職員 (班員) 福祉保険班員全員	1 (救助事務)避難所の設置 2 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 3 保育園の災害対策及び被害調査に関すること。 4 避難所開設の指示及び管理の総括に関すること。 5 生活保護世帯、身体障がい者等の被害状況調査及び援護に関すること。 6 社会福祉協議会との連絡及び協力関係に関すること。 7 ボランティアセンターの支援等に関すること。 8 保育実施の是非の決定に関すること。 9 被災者のための相談、支援に関すること。 10 災害弔慰金に関すること。 11 災害援護資金に関すること。 12 被災者生活再建支援金に関すること。 13 救援物資の受付及び給付に関すること。 14 義援金の配分調整及び給付に関すること。 15 被災保育世帯の保育料の徴収猶予、納期限の延長及び減免に関すること。 16 老人保健、国民健康保険、医療費助成に係る一部負担等の減免措置の検討に関すること。 17 被災者の医療費助成に係る所得制限の撤廃に関すること。 18 仮設トイレの設置に関すること
	健康推進班 (班長) 健康推進班長又は上席職員 (班員) 健康推進班員全員	1 (救助事務)医療及び助産 2 医療施設の災害対策及び被害調査に関すること。 3 災害時要援護者の援護に関すること。 4 医療救護本部の設置に関すること。 5 重軽傷者名簿の作成に関すること。 6 医師会との連絡調整及び協力要請に関すること。 7 被災世帯訪問による被災状況の把握及び相談・支援に関すること。 8 災害時の防疫対策に関すること。 9 部内の応援
	介護高齢福祉班(地域包括センター) (班長) 介護高齢福祉班長 上席職員 (班員) 介護高齢福祉班員全員	1 老人福祉施設等の災害対策及び被害調査に関すること。 2 老人福祉施設等の連絡調整に関すること。 3 被災者に対する介護保険料の納税猶予、納期限の延長及び減免に関すること。
	保育園班 (班長) 各保育園長又は上席保育士 (班員) 保育園職員全員 (各保育園ごとに別班とする。)	1 保育園児の被害状況調査に関すること。 2 被災した保育園児の保護・援護・被災状況調査に関すること。 3 保育園児の避難に関すること。 4 保育園児の安全対策に関すること。 5 部内の応援

農林対策部 (部長) 農林課長	農林振興班 (班長) 農林振興班長又は上席職員 (班員) 農林振興班員全員	1 農林水産、治山施設等被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 3 家畜の防疫、死亡獣畜の処理に関すること。 4 農林漁業制度資金融資の斡旋指導に関すること。 5 農業委員会に関すること。 6 所管公共施設の被害調査及び応急対策の実施に関すること。
建設対策部 (部長) 建設課長	建設水道班 (班長) 建設水道班長 上席職員 (班員) 建設水道班員全員	1 (救助事務) 応急仮設住宅の建設・供与に関すること 2 (救助事務) 障害物の除去 3 (救助事務) 災害にかかった住宅の応急修理 4 (救助事務) 飲料水の供給 5 道路、河川、崖崩れ、住宅等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。 6 村営住宅の災害対策及び被害調査に関すること。 7 水防、砂防に関すること。 8 公営住宅入居者の安全確保に関すること。 9 応急危険度判定に関すること。 10 被害住宅復興資金に関すること。 11 所管公共施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 12 飲料水の確保、供給及び水質管理に関すること。 13 給排水施設の管理及び運転に関すること。 14 建設業者との連絡調整に関すること。 15 応急対策用資機材の調達に関すること。 16 上下水道施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 17 上下水道施設の被害調査及び報告に関すること。
教育対策部 (部長) 教育課長	学校教育班 (班長) 学校教育班長又は上席職員 (班員) 学校教育班員全員	1 (救助事務) 学用品の供与 2 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること。 3 児童・生徒及び教職員の被災状況調査に関すること。 4 児童・生徒の避難及び安全対策に関すること。 5 所管公共施設の避難所の開設及び施設管理支援に関すること。 6 授業継続の是非に関すること。 7 P T A等教育関係団体への協力要請及び連絡調整に関すること。 8 応急教育の実施に関すること。
	生涯学習班 (班長) 生涯学習班長又は上席職員 (班員) 生涯学習班員全員	1 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること。 2 文化財の被害状況調査及び応急措置の指導に関すること。 3 所管公共施設避難所の開設及び施設管理支援に関すること。 4 部内の応援
議会对策部 (部長) 議会事務局長	議会班 (班員) 議会事務局職員	1 村議会对策本部に関すること。(事務局職員) 2 村対策本部に関すること。

(注)

◎災害の状況によりこの表によりがたいときは、本部長がその都度定める。

別表第2 (第7条関係)

本部の非常配備基準

風 水 害

種 別	配備時期	配備内容	指定配備要員
第1配備 (警戒体制)	1 大雨警報(土砂災害、浸水害)、洪水その他警報に切り替える可能性の高い注意報が発令されたとき、又はそれらの警報が発令されたとき。 ● 上関の水位が氾濫注意水位4.30mに達し、なお4.70mを超える恐れがあると判断した場合。 ● 鷹ノ巣の水位が水防団待機水位48.60mに達し、水位が上昇傾向の場合 2 その他特に村長が必要(火災を含む。)と認めたとき。	各部は、それぞれ情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る体制をとり、第2配備に移行し得る体制とする。	・総務対策部長 ・総務対策部長の指定する者 ・関係対策部長 ・関係対策部長の指定する者
第2配備 (災害警戒本部設置)	1 大雨警報(土砂災害、浸水害)、洪水、暴風、暴風雪、大雪等の警報が発令され災害が起きる恐れがあるとき。 ● 上関の水位が4.70mを超え、なお6.00mに達する恐れがあると判断した場合。 ● 鷹ノ巣の水位が氾濫注意水位49.53mに達し、水位上昇傾向の場合 ● 土砂災害に関するメッシュ情報が予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達(警戒レベル3相当情報「土砂災害」)し災害の恐れがあるとき。 2 その他特に村長が必要(火災を含む。)と認めたとき。	各部は、所要人員で情報収集、連絡活動及び応急措置を実施し、状況により第3配備に直ちに切り替え得る体制とする。 1 関係職員の待機又は招集の指示 2 情報の収集 3 危険箇所の巡視(河川、急傾斜、宅地、浸水、土石流、地滑り)	・本部長 ・副本部長 ・各対策部長 ・総務班 ・建設対策部 ・農林対策部 ・要援護者担当 ・避難所管理者

第3配備 (非常体制) 災害対策本部 設置	1 全域にわたって風水害・土砂災害等の発生する恐れが高まったとき又は特別警報が発令されるなど被害が甚大と予想され、あるいはこれらの災害が発生したとき。 ● 上関の水位が6.00mに達し、なお7.40mを超える恐れがあると判断した場合 ● 鷹ノ巣の水位が避難判断水位51.15mに達し氾濫危険水位52.55mを超える恐れがあると判断した場合 ● 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報が予想で土砂災害警戒情報の基準に到達（警戒レベル4相当情報「土砂災害」）した場合 2 その他村長が必要（火災を含む。）と認めたとき。	災害対策本部員は、全員災害対策業務に従事する。	・全職員
--------------------------------	--	-------------------------	------

震 災

種 別	配備時期	配備内容	指定配備要員
第1配備 (警戒体制)	1 村内で震度4の揺れを観測したとき。 2 その他村長が配備を指示したとき。	災害関係所属で、情報収集及び連絡活動に着手するものとする。	・各対策部長 ・総務班 ・建設対策部 ・農林対策部
第2配備 (災害警戒本部設置)	1 村内で震度5弱又は5強の揺れを観測したとき。 2 その他村長が配備を指示したとき。	災害応急対策に関係ある総務、建設、農林、健康福祉、住民税務の各部の所要人員で情報収集、連絡活動及び応急措置を実施し、状況により第3配備に直ちに切り替え得る体制とする。	・本部長 ・副本部長 ・各対策部長 ・総務班 ・観光・地域政策室 ・建設対策部 ・農林対策部 ・住民税務対策部 ・要援護者担当 ・避難所管理者
第3配備 (非常体制) 災害対策本部 設置	1 村内で震度6弱以上の揺れを観測したとき。 2 その他村長が必要と認めたとき。	災害対策本部員は、全員災害対策業務に従事する。	・全職員

〔様 式〕

(危機対策課fax025-282-1640 村上地域振興局企画振興部fax0254-52-1316)

- ## 被害報告 (第報)

1	災害原因				
2	災害の発生日時		平成	年	月 日
3	災害の発生場所（必要により地図等を添付）				
4	災害対策の概要				
1	災害対策本部の名称				
ア	災害対策基本法に		基づく本部・基づかない本部		本部
イ	本部設置日時		月	日	時 分
ウ	本部解散日時		月	日	時 分
2	避難指示の状況				
	別紙避難等の状況報告のとおり				
3	消防機関等の活動状況（延べ出動人員）				
	消防職員	人	消防団員	人	役場職員 人
4	応急措置の概要				
5	その他				

○ 緊急通行車両等事前届出関係様式

災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 新潟県公安委員会 殿 年 月 日 届出者住所 (電話) 氏名 (印)		災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 新潟県公安委員会 (印)	
番号標に表示 されている番号		(注)	
車両の用途(緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 員又は品名)		1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対 策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための 措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この 届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出し て所要の手続を受けてください。	
住 所		2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、届 汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届 け出て再交付を受けてください。	
氏 名		3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
出 発 地			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業 務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置 を管轄する警察署に提出してください。			

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

備考

- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

○ 自衛隊災害派遣要請依頼書

派遣要請依頼者				
担当部課等名	部 課 係			
	担当者名			
	T e l 防災無線 その他			
派遣要請依頼日時	年	月	日	時 分
災害の状況及び派遣依頼理由 				
派遣を希望する期間	年 月 日から 年 月 日			
	年 月 日から必要とする期間			
派遣を希望する区域	町 村 地内			
	施設等名称			
現 地 連 絡 員	部 課 係、担当者名			
派遣を希望する活動の内容 				
その他必要事項 				

※ 新潟県防災局危機対策課 F a x 025—282—1640

○ 消防防災航空隊出場要請書

消防防災航空隊 電 話 025 (270) 0263
F A X 025 (270) 0265

1 要 請 団 体	発信者				
2 災 害 種 別	(1) 救急	(2) 救助	(3) 火災	(4) 自然災害	
3 要 請 内 容	(1) 救急	(2) 救助	(3) 消火	(4) 偵察	(5) 物資輸送
4 発 生 場 所 目 標	(市・町・村)		番地		
5 発 生 日 時	年 月 日 (曜日)		時 分頃		
6 事 故 概 要 又 は 災 害 概 要					
7 気 象	天候	風向	風速	m / s	気温 ℃
	視界 m (	警報・注意報)			
8 出 場 先 臨 着 場	場所 (市・町・村)	番地			
	目標 (名称)	要請側病院名			
9 搬 送 先 臨 着 場	場所 (市・町・村)	番地			
	目標 (名称)	要請側病院名			
10 傷 病 者 等	傷病者氏名	M・T・S・H	年 月 日生		
	傷病名	程度 (重・中・軽)	男・女	歳	
11 現 地 搭 乗 者	(有・無) 職名 氏名				
12 地 上 指 揮 者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン				
13 他 の 航 空 機 の 活 動 要 請	(有・無) 機関名 氏名				
14 要 請 日 時	年 月 日 (曜日)		時 分		
※ 以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。					
1 航 空 隊 指 揮 者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン				
2 到 着 予 定 時 刻	年 月 日 (曜日)		時 分		
3 活 動 予 定 時 刻	時間 分				
4 必 要 資 機 材					
※ その他の特記事項					
			受信者		

〔そ の 他〕

○ 火災・災害等即報基準

(平成29年 2 月 7 日現在)

1 消防庁への火災・災害等即報基準

火災・災害等区分			即 報 基 準	
火 災 等 即 報	一般基準		1) 死者が3人以上生じたもの 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの 3) 自衛隊に災害派遣を要請したもの	
	個別基準	火災	1) 特定防火対象物で死者が発生した火災 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの 3) 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災 4) 特定違反対象物の火災 5) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災 6) 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災 7) 損害額が1億円以上と推定される火災	
		林野火災	1) 焼損面積が10ヘクタール以上と推定される火災 2) 空中消火を要請又は実施した火災 3) 住家等へ延焼するおそれがある火災	
		交通機関の火災	1) 航空機火災 2) タンカー火災 3) 社会的影響度が高い船舶火災 4) トンネル内車両火災 5) 列車火災	
		その他	1) 特殊な原因による火災 2) 特殊な態様の火災	
		危険物等に係る事故	危険物等（危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等） 1) 死者（交通事故によるものを除く）又は行方不明者が発生したもの 2) 負傷者が5名以上発生したもの 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 5) 海上、河川への危険物等流出事故 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災又は危険物等の漏えい事故	
		その他の事故	可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故で社会的影響度が高いもの	
	消防職団員の消火活動等に伴う重大事故			
	社会的影響基準		上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの	

救急・救助事故即報		1) 死者 5 人以上の救急事故 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 3) 要救助者が 5 人以上の救助事故 4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上を要した救助事故 5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故 6) 消防職団員の救急・救助活動に伴う重大事故 7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの 8) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故	
災害等速報		1) 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：ミサイル攻撃等により生じた災害） 2) 武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：テロ等により生じた災害）	
災害即報	一般基準		1) 災害救助法の適用基準に合致するもの 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの 3) 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので 1 の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの 4) 気象業務法第13条の 2 に規定する特別警報が発表されたもの 特別警報：気象等に関する特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪 等） 津波に関する特別警報（大津波警報） 火山に関する特別警報（噴火警報（居住地域）） 地震（地震動）に関する特別警報（予想される地震動の大きさが震度 6 弱以上） 5) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
	個別基準	地震	1) 震度 5 弱以上を記録したもの 2) 人的被害又は住家被害を生じたもの
		津波	1) 大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたもの（大津波警報については、特別警報に位置付け） 2) 人的被害又は住家被害を生じたもの
		風水害	1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 2) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
		雪害	1) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 2) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
		災害火山	1) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの（噴火警報（居住地域）については、特別警報に位置付け） 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
	社会的影響基準		上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

※ 特別警報、津波警報、津波注意報及び噴火警報（火口周辺）が発表された場合並びに震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、その被害の有無にかかわらず、市町村及び都道府県が講じた応急対策等について報告すること。

2 消防庁への直接即報基準

区 分		即 報 基 準
火 災 等 即 報	建物火災	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
	交通機関 の火災	1) 航空機火災 2) タンカー火災 3) 社会的影響度が高い船舶火災 4) トンネル内車両火災 5) 列車火災
	危険物等（危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）に係る事故	1) 死者（交通事故によるものを除く）又は行方不明者が発生したもの 2) 負傷者が5名以上発生したもの 3) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの 4) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 5) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの 6) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性のあるものを含む）	
救急・救助 事故即報		死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 2) バスの転落等による救急・救助事故 3) ハイジャックによる救急・救助事故 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
武力攻撃 災害等速報		1) 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：ミサイル攻撃等により生じた災害） 2) 武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：テロ等により生じた災害）
災 害 即 報	地震	区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無は問わない）
	津波	死者又は行方不明者が生じたもの
	風水害	死者又は行方不明者が生じたもの
	火山災害	死者又は行方不明者が生じたもの

○「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

(平成28年4月1日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額			期 間		備 考		
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 (加算費) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。			災害発生の日から7日以内		1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上		
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡（9坪）を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,660,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる）			災害発生の日から20日以内着工		1 平均1戸当たり29.7㎡、2,660,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。		
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,110円以内			災害発生の日から7日以内		食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は1／3日）		
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費			災害発生の日から7日以内		輸送費、人件費は別途計上		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内			災害発生の日から10日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること (単位：円)		
		区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全 壊 全 焼 全 流 失	夏	18,400	23,700	34,900	41,800	53,000	7,800
			冬	30,400	39,500	55,000	64,300	80,900	11,100
		半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600
			冬	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500

R3改定 関川村地域防災計画(資料編)
〔そ の 他〕

医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬 剤、治療材料、医療器具 破損等の実費 2 病院又は診療所…国民 健康保険診察報酬の額以 内 3 施術者…協定料金の額 以内	災害発生の日か ら14日以内	患者等の移送費は、別途計 上
助 産	災害発生の日以前又 は以後7日以内に分べ んした者であって災害 のため助産の途を失っ た者(出産のみなら ず、死産及び流産を含 み現に助産を要する状 態にある者)	1 救護班等による場合 は、使用した衛生材料等 の実費 2 助産師による場合は、 慣行料金の100分の80以内 の額	分べんした日か ら7日以内	妊婦等の移送費は、別途計 上
被災者の救出	1 現に生命、身体が 危険な状態にある者 2 生死不明な状態に ある者	当該地域における通常の 実費	災害発生の日か ら3日以内	1 期間内に生死が明らか にならない場合は、以後「死 体の捜索」として取り扱 う。 2 輸送費、人件費は、別途 計上
被災した住宅の 応急修理	1 住家が半壊(焼) し、自らの資力によ り応急修理をすること ができない者 2 大規模な補修を行 わなければ居住する ことが困難である程 度に住家が半壊 (焼)した者	居室、炊事場及び便所等 日常生活に必要最小限度の 部分1世帯当たり 576,000円以内	災害発生の日か ら1か月以内	
学用品の給与	住家が全壊(焼)、 流失、半壊(焼)又は 床上浸水により学用品 を喪失又は毀損し、就 学上支障のある小学校 児童、中学生徒、義 務教育学校生徒及び高 等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外 の教材で教育委員会に届 出又はその承認を受けて 使用している教材、又は 正規の授業で使用してい る教材実費 2 文房具及び通学用品 は、1人当たり次の金額 以内 小学校児童 4,300円 中学生徒 4,600円 高等学校等生徒 5,000円	災害発生の日か ら (教科書) 1か月以内 (文房具及び通学 用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の 実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者 を対象にして実際に埋 葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 210,400円以内 小人(12歳未満) 168,300円以内	災害発生の日か ら10日以内	災害発生の日以前に死亡し た者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあ り、かつ、四囲の事情 によりすでに死亡して いると推定される者	当該地域における通常の 実費	災害発生の日か ら10日以内	1 輸送費、人件費は、別途 計上 2 災害発生後3日を経過し たものは一応死亡した者と 推定している。

死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	1 洗浄、消毒等 1 体当たり 3,400円以内 2 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり5,300円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 134,800円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

○ 指定文化財一覧

1 国指定重要文化財

国指定番号	指定年月日	区 分	種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者 及 び 管 理 者	備 考
建第1269号	昭和29年3月20日 (追53年5月31日)	有形文化財	建 造 物	渡 辺 家	7 棟 ほか	大字下関904	(財)重要文化財 渡 辺 家 保 存 会	母家文化14年(1817) 再建
第55号	昭和38年10月11日	特別史跡名勝 天然記念物	名 勝	渡 辺 氏 庭 園	1,275.24 平方メートル	大字下関904	(財)重要文化財 渡 辺 家 保 存 会	江戸中期
建第2254号	平成3年5月31日	有形文化財	建 造 物	佐 藤 家 住 宅	4 棟 ほか	大字下関897	佐 藤 義 和	明和2年(1765) 建築

2 県指定文化財

県指定番号	指定年月日	区 分	種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者 及 び 管 理 者	備 考
建第33号	平成元年3月31日	有形文化財	建 造 物	津 野 家 住 宅	1 棟 ほか	大字下関903	津 野 良 太 郎	寛政元年(1789) 建築

3 村指定文化財

指定 番号	指定年月日	区 分	種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者 及 び 管 理 者	備 考
1	昭和52年4月28日	有形文化財	古 文 書	渡 辺 家 文 書	23,000点	大字下関904	(財)渡辺家保存会	近世、近代
2	昭和52年4月28日	記 念 物	史 跡	桂 の 五 輪 塔 群	4 基	大字桂	桂 集 落 (区 長)	中世
3	昭和52年4月28日	記 念 物	史 跡	土 沢 の 勝 示 石	1 基	大字土沢3057	関 川 村	正応5年(1292) 建立
4	昭和52年12月22日	有形文化財	書 跡	白 山 神 社 の 棟 札	2 点	大字下関1311	白山神社 氏 子 総 代	元慶2年(878) 記事
5	昭和52年12月22日	有形文化財	彫 刻	木造阿弥陀如来座像	1 軀	大字土沢	白山神社 氏 子 総 代	奈良時代 天平10年(738) 作

6	昭和52年12月22日	有形文化財	彫 刻	木造薬師如来座像	1 軀	大字土沢	白山神社 氏 子 総 代	平安時代後期
7	昭和52年12月22日	記 念 物	史 跡	沼 の 板 碑	1 基	大字沼	沼 集 落	応永4年(1397) 建立
8	昭和52年12月22日	有形文化財	考 古 資 料	堂の前遺跡出土品	1 括	大字片貝	関 川 村	縄文後期
9	昭和52年12月22日	無形文化財	民 俗 芸 能	大 石 神 楽		大字大石	大石神楽保存会	代表 高橋市太郎
10	昭和53年12月14日	記 念 物	史 跡	波走の五輪層塔	1 基	大字小和田	小 和 田 集 落 (区 長)	鎌倉時代初期
11	昭和53年12月14日	有形文化財	古 文 書	平 田 家 文 書	817点	大字下関1311	平 田 能 久	近世、近代 受託保管 歴史館
12	昭和53年12月14日	無形文化財	民 俗 芸 能	上 土 沢 神 楽		大字土沢	上 土 沢 神 楽 保 存 会	代表 大沼喜久次
13	昭和54年7月17日	有形文化財	古 文 書	新 野 家 文 書	2,321点	大字南赤谷	新 野 洋 子	近世、近代
14	昭和55年11月17日	記 念 物	名 勝	土沢小学校大庭園		大字土沢555—2	関 川 村	
15	昭和55年11月17日	記 念 物	天然記念物	桂 の カ ツ ラ	1 本	大字桂362	稲 家 ヨ シ ミ	周囲 360cm
16	昭和55年11月17日	記 念 物	天然記念物	小 見 の サ ク ラ	1 本	大字小見	平 田 能 久	周囲 460cm 大阪府東淀川区
17	昭和55年11月17日	記 念 物	天然記念物	庚 申 ス ギ	1 本	大字上関	六 本 杉 集 落	周囲 593cm
18	昭和57年3月1日	記 念 物	天然記念物	高地湿原性トンボ 生 息 地		大字沼161—3	小 島 重 次 郎	
19	昭和59年7月23日	記 念 物	史 跡	垂 水 館 址		大字湯沢	津 野 良 太 郎 他	垂水氏居城
20	昭和60年4月24日	有形文化財	建 造 物	渡 辺 家 新 宅	2 棟	大字下関906—3	関 川 村	通称 東 桂 苑
21	昭和60年4月24日	記 念 物	名 勝	渡 辺 家 新 宅 庭 園		大字下関906—2 大字下関906—3	関 川 村	通称 東 桂 苑
22	昭和60年7月17日	有形文化財	工 芸 品	三 瀦佐左衛門 着 装 鎧 兜	1 組	大字下関1311	関 川 村	
25	平成3年3月29日	有形民俗文化 文 化 財	偶 像 類	高田の十阿弥陀仏	1 体	大字高田97	高 田 集 落	碩石仏 延元元年(1336) 建立推定

R3改定 関川村地域防災計画(資料編)

〔そ の 他〕

26	平成6年5月20日	有形民俗文化財	偶像類	光 兔 山 金 銅 仏	5 体	大字宮前39—1	光兔神社氏子総代	貞観3年(861)4月奉祀
27	平成6年5月20日	有形民俗文化財	工芸品	須貝刑部の馬具	轡1組	大字下関1311	須 貝 謙 一	鎌倉時代
28	平成6年12月15日	記念物	史 跡	蕨 野 城 址		大字中束1301—7他	中 束 征 美 一 中 束 信 一	河村秀通の山城
29	平成12年12月14日	記念物	天然記念物	ヤ チ ダ モ の 木		大字桂363	稲 家 ミ イ	

※国指定建第2254号(佐藤家住宅)については村指定23号、県指定建第33号(津野家住宅)については村指定24号と重複。

関川村地域防災計画 (資 料 編)

平成16年10月	作成
平成21年10月	修正
平成29年12月	修正
令和 3年 8月	修正

発 行 新潟県岩船郡関川村

編 集 関川村防災会議

〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関912番地

TEL 0254-64-1441(代表) FAX 0254-64-0079

URL <http://www.vill.sekikawa.niigata.jp/>
